

第7回
震災問題研究交流会
研究報告書

2021年12月

震災問題研究ネットワーク

はじめに

第7回にあたる震災問題研究交流会は2021年3月19～20日の二日間にわたって行われた。2020年度は、新型コロナウイルス感染症との格闘が続いた年度であり、どの学会も通常の大会開催が出来ずオンラインに切り替えての研究会開催が試行された。大学のキャンパスでも多くの授業がオンラインでの実施を余儀なくされた一年であった。年末の12月ごろからは新型コロナウイルス感染症の蔓延が急速に進んだため、震災問題研究交流会も、通常の対面式ではなく完全オンライン方式での開催となった。企画としては、前年度の形式を踏襲して2日間の開催とし、初日には主に自由報告を主体として、「被災地支援／災害ケースマネジメント」「原発災害・津波災害の長期的影響」「過去～未来の対話——復興の枠組みと理解をめぐって」と題する3セッションと、「災害女性学をつくる」と題するランチオン・セッション（書評セッション）を開催した。また、2日目は現在進行中の科研費のプロジェクト・メンバーを中心に研究の現況を見据えるためのワークショップを実施した。

2021年は東日本大震災10年の節目にあたっていたため、1月はじめからさまざまな関連行事が連なっており、この研究交流会の幹事メンバーも年頭から『東日本大震災10年の軌跡と大規模災害からの復興をめぐって～新たな「日常」への模索～』（早稲田大学総合人文科学研究センター2020年度年次フォーラム）などを実施し、かなり忙しい時期であったと記憶している（<https://www.waseda.jp/flas/rilas/news/2021/10/08/8169/> 参照）。災害関連の報告機会の多い、こうした時期でのオンラインの震災問題研究交流会としては、第7回の交流会は比較的多くの報告者の参加があり、主催者としては感謝している。

本報告書では、これらのうち、研究交流会初日のプログラムに関するものを編集して掲載している。結果的には、報告時からかなり時間が経っての集約となってしまったため、すでに他の媒体で発表しこの報告書には掲載に至らなかったものも若干ある。ここに記してお詫びしたい。ここに収録したものは、論文4本、活動報告2本、書評セッションのまとめにあたる報告1本、自著紹介1本であり、巻末に研究交流会のプログラムを掲載している。

前回から、報告の趣旨にあわせて書きやすいように、活動報告、書評セッション報告、自著紹介などのコーナーを設けており、今後も、報告の趣旨に沿った報告カテゴリーを模索していきたい。なお、2日目の科研費プロジェクトのメンバーによるワークショップについては、早稲田大学地域社会と危機管理研究所のサイト（<http://www.waseda.jp/prj-sustain/>）の〈2019-科研費 A-project〉の項に掲載する予定であるので、本報告書からは割愛した。

2021年の一年も、オリンピックを挟んで新型コロナウイルスの新しい変異種との格闘に暮れ、現在も新たな変異株が世界に広がり大きな脅威となっている。2022年はまさに共存に向けた取り組みがどこまで有効になりうるか、正念場を迎える年になるう。

最後に、交流会の開催、及び報告書の編集にあたっては、多方面にわたる多くの方々の協力を得た。深く感謝の意を表したい。一日も早く安定した日々が戻ってくることを期待し、皆様の健康を祈りたいと思う。是非引き続き、震災問題研究ネットワークの活動を支援していただければ幸いである。

浦野 正樹（早稲田大学名誉教授）

第7回 震災問題研究交流会報告書 目次

はじめに 浦野正樹（早稲田大学名誉教授）	ii
【論文】	1
須田木綿子（東洋大学）・小山弘美（関東学院大学） 「被災地復興とNPOエコロジー」の検討に向けて Toward examining the “voluntary ecology in disaster-stricken communities”	2
水田恵三（尚絅学院大学） 原発災害後8年目の現状——福島県浪江町を中心に—— 8 years after the nuclear disaster: Focusing on Namie Town, Fukushima Prefecture	8
坂本唯（立命館大学大学院） 災害の記憶と向き合うものづくり——原発避難者の生活史より—— Craft for Facing with Memory of the Disaster: From Oral History of Nuclear Evacuees	14
嶋田一郎（東北大学名誉教授） 復興の実践的定義と被災者の「復興権」の提唱——東日本大震災復興10年が突きつけたもの—— The Practical Definition of Reconstruction Leads to a Proposal of the ‘Right to Reconstruction’ of Victims, Ten Years after the Great East Japan Earthquake	20
【活動報告】	26
杉山高志（京都大学） 擬似被災地の光と陰——南海トラフ地震に関するアクションリサーチ—— Benefits and Drawbacks of the Hypothetical Devastated Area: Action Research on the Nankai Trough Earthquake	27
山住勝利（NPO法人ふたば） 阪神・淡路大震災の語り継ぎに関する課題と対応 Consideration of stories about actual earthquake experiences	30

【書評セッション報告】	31
浅野富美枝（宮城学院女子大学）・天童睦子（宮城学院女子大学） 『災害女性学をつくる』（生活思想社 2021年） [Book Review Session] Building Disaster Women's Studies.....	32
【自著紹介】	38
日高勝之（立命館大学） 『「反原発」のメディア・言説史 3.11 以後の変容』 ——10年の節目からの総括と今後の課題—— Introduction of the book: History of media and intellectual discourse on "anti-nuclear power": Transformation after 3.11	39
付録 第7回震災問題研究交流会プログラム	42

論 文

「被災地復興とNPOエコロジー」の検討に向けて

須田木綿子¹・小山弘美²

キーワード：東日本大震災・復興・NPO・ボランティア

1 はじめに

民主的な自由主義国家の多くは、行政、営利、非営利（もしくは市民）の3つのセクターから構成される(Seibel 2015)。このなかで本研究の関心は非営利セクターにある。そして本研究の目的は、非営利セクターに関わる人や組織の動態を、東日本大震災被災地との関わりにおいて検討することである。

本研究の意義は、以下の2点である。

第一に、非営利セクターに参加する個人は、災害復興支援やまちづくりなど、特定の活動や目的を達成するための「ボランティア」という視点から検討されることが多い。しかし、ボランティア活動に参加する個人は同時に、家庭や職域、地域などで多様な役割を果たしている。そして、そのような個人にとってのボランティア活動の意義は、それら多様な役割との相対的な関係において定まる(Walk and Zhang eds. 2017)。それゆえに、ボランティア活動には直接かかわらない他の要因で参加・退出する場合もあり、このような動態は、個人化された時代のボランティアの流動性としてまとめられている(Malinen and Harju 2017; Steel and Dredge 2017)。本研究は、このような個人の視点から、災害復興に関わるボランティア活動の意義を再検討する。

第二に、災害復興に関わる非営利組織もまた、数年から数十年の単位で生成と消滅を繰り返し、それとともに、被災地での非営利セクターの役割も変化する。本研究は、このような組織の入れ替わりに基づく非営利セクターの役割とその変化を、それ以外の地域組織との関わりにおいて検討する。本研究の着想は、社会学領域の組織理論であるポピュレーション・エコロジー理論に基づく。この理論では、対象を集団として扱い、かつ、観察期間も数十年と長期にわたることを特徴とする。このようなアプローチによって本研究は、個々の組織の事例研究とは異なる知見を提供する。

本研究は今後数年をかけて進める計画であり、今回の報告は、そのための検討枠組みの策定を主題とする。以下には、次の2つの視点から、検討の結果をまとめる。

1. 民間の非営利活動の動態を、被災→復興→平時のステージの変容との関わりにおいて検討するための視点を定める。
2. 被災地に関わる民間の非営利組織の活動を、平時の共同体を前提とする活動と、共同体を超えた公共的な感覚に基づく活動の二層から構成されると想定し、その実証的検討のための仮説を設定する。

2. 民間の非営利活動の動態：被災→復興→平時のステージの変容との関わりにおいて

2.1 はじめに

近年災害が頻発するなかで、被災がより身近な問題となった一方で、日常的に大雨などの各地の災害の状況を伝える報道等に触れるうち、問題意識が醸成されにくくなっているようにも感じられる。それに比して、いまだ大きく取り上げられるのは、1995年の阪神・淡路大震災と、2011年の東日本大震災である。この2つの大災害は、発災後に（一時的な

¹ 東洋大学

² 関東学院大学

ものも含めて) 人々の行動様式や意識を変えるほどの大きなインパクトを与えた。本稿で取り上げるボランティアや非営利組織の状況に対しても大きな影響を与えたのであり、阪神・淡路大震災以降、被災地の復興には、これらの活躍を無視することはできなくなった。

発災後 1 年間で 130 万人以上のボランティアが活動したといわれる阪神・淡路大震災が起きた 1995 年は、「ボランティア元年」といわれている(三谷 2013: 69)。その一方で、これまで防災訓練などを中心的に行ってきた地域住民組織が発災後の地域を支えた事例は一部を除いて少なかったという(山下・菅 2002: 33)。その後、1998 年に特定非営利活動促進(NPO)法ができるなど、ボランティアや非営利組織にとって大きな転機となった。

被災地の復興とボランティアや非営利組織のパラダイム転換ともいえる関係を考えるとき、支援活動の期間の経過による変化を考える必要がある。復興のプロセスとして、平時→被災→復興→平時のサイクルを念頭におき、この過程の中で、どうしてその地域で活動が始まるのか、通常の活動との違いは何か、いつ活動を終えるのかといった問いを明らかにすることによって、被災地復興においてボランティアや非営利組織が関わるプロセスを明らかにすることができる。ここでは、阪神・淡路大震災後の復興のプロセスにおけるボランティア、および非営利組織の中でも住民が主導的な役割を果たしている NPO 法人や一般社団法人、任意のボランティア団体の関わりの変遷について検討する。

2.2 阪神・淡路大震災におけるボランティア活動の展開

阪神・淡路大震災におけるボランティア活動参加者の特性として、被災地外からの参加者や、ボランティア活動に初めて参加した人、団体に所属しない参加者が多かったことが指摘されている(鈴木・菅・渥美 2003: 172; 横田ほか 2019: 235)。これまでの地域活動の参加形態とは大きく異なっているため、活動のあり方は、ボランティアを組み込んだ災害時のシステムが想定されていない中で手探りで構築されていった(山下・菅 2002)。しかし、この経験を経て、「災害ボランティア」の発見がなされ、ボランティア活動の基盤システムが形成され、ボランティア活動の意味の転換がもたらされたのである(三谷 2013: 84)。

では、実際発災後にボランティア活動がどのように展開したのか、山下祐介・菅磨志保は、発災後を緊急救命期(発災直後から 1 週間以内)・避難救援期(1995 年 1 月末頃から 3 月末頃まで)・生活再建期(1995 年 4 月以降)に分けて分析している(山下・菅 2002: 124-8)。行政も被災し災害応急対策業務が行えなかった緊急救命期において、ボランティアたちがまず行ったのは、行政の業務の穴を埋めることであった。このような状況で活動をマネジメントするシステムがない中で、ボランティアたちが自ら情報を収集し、システムを整えていった。食料や救援物資の配布、炊き出しなどの市場機能の代替、解体してしまったコミュニティの互助機能の代替といった、行政・市場・コミュニティなどの既存の社会システムの壊れてしまった部分の代替・補充を行った(山下・菅 2002: 125-6)。

ボランティアの活動展開期である避難救援期は、市場やライフラインの機能の一部が戻り、避難所での自治組織も結成され、行政の組織体制も整ってくる時期にあたる。このころ、ボランティア活動に参加する個人数はピークを迎え、受け入れ態勢も機能し始めていた。そしてこれらの活動をマネジメントする組織は、他の救援主体の代替機能から、独自の活動を行う余力を持つようになっていった。その過程において、この種の活動のマネジメント・システムも構築され、他の主体では手の届かない問題の発掘とその解決を行った(山下・菅 2002: 126-7)。

ボランティアの撤収期と位置付けられている生活再建期には、ライフライン・市場・行政・コミュニティが復旧し、ボランティアによる活動が担っていた仕事の多くはその必要性を失っていった。ボランティア活動に参加する個人も、長期滞在の負担や 4 月からの学校再開など、各々元の生活に戻っていった。被災地の「自立」を前提とした支援が要求されるようになり、物資の配布や炊き出しなどは商業活動の妨げになるため自粛された。仮設住宅への引っ越しや高齢者・障がい者といった要支援者への長期的・継続的な支援活動

が求められるため、外来のボランティアに多くを依存して行われてきた活動を、地元地域社会に引き継いでいく事が大きな課題となった（山下・菅 2002: 127-8）。

2.3 既存活動の拡大

長期的な復興過程を考えるためには、地域における既存の組織が被災後にどのように対応していくかについても考える必要がある。宮垣元によると、神戸には発災以前からボランティア団体の個人を介した緊密なネットワークが存在していたという（宮垣 2020: 103-4）。それゆえ、地域内の既存のボランティア活動の担い手は、震災以前から全国の主要な中間支援組織を含む地域内外のネットワークをもっていた。

CS神戸（NPO法人）の活動の展開（宮垣 2020: 117-22）を例にして考えると、発災後の設立から1998年ごろには、既存の地域外のネットワークから支援を受けていたが、地縁団体との接点は少なかった。その後、1999年頃から2012年頃には、地縁団体を含む既存の諸団体から相談されて行う事業や、自治体・外郭団体からの働きかけによる事業が増加した。この頃、今後の展開を描く新しい活動（循環型コミュニティの構想・地域福祉サービスのネットワーク構想）が行われる一方で、既存組織とのあつれきが問題となっていた。2003年以降は、地域の特性や実情に合わせて適用する事業が増加（高齢化によるコミュニティバス等）し、東日本大震災被災地支援など、他地域への支援も行っている。

このように、地域外のネットワークの中で活動していた、地域における既存のボランティアや非営利組織は、被災後に既に持っていたネットワークを資源に活動を行ってきたが、その後の活動継続の中で既存の地域住民組織との関係を持つようになっていった。

以上、2節のまとめは以下の通りである。阪神・淡路大震災は大規模に地域外からのボランティアや非営利組織が初めて参集した事例であった。被災直後から緊急支援期にかけては、地域外からのボランティア、あるいは地域外とのネットワークを持つ地域団体が活躍するが、課題が日常的なものを含んでいく復興期には、地域に基盤を持つ団体が中心的な役割を担っていく。その過程では、新しい活動課題への取り組みや既存の地域住民組織とのあつれきを抱える。復興期の非営利組織やそれらの活動の動態、すなわちエコロジーを検討するには、地域外からのボランティア団体の現地での関わりの盛衰および現地の既存団体との関係、他方で既存団体の被災による影響への対応と、長期的な活動の変化といった変化をとらえる必要があるだろう。

3. 民間の非営利組織とそこに関わる個人の動態

3.1 はじめに

東日本大震災に関わる民間非営利組織とそれに関わる個人の動態を把握する目的で、2011～2019年の間に日本NPOセンターがマネジメントした10件の助成事業に関する資料を基に、助成プログラムに申請をした組織の数と、採択されて助成を受けた組織の数について、地域別、設立時期別、活動領域別に比較を行った。さらに、申請し、採択された組織のその後の活動継続状況を、地域別、設立時期別、活動領域別に検討した。

表1に、検討の対象に含まれる助成事業のリストを示す。

表1 助成支援事業・申請延件数・被採択延件数

<助成プログラム>	申請件数 (延)	申請総額	被採択件数 (延)	助成総額
東日本大震災現地 NPO 応援基金(2011～2019)	481	15億7857万円	97	2億7710万円
タケダ・赤い羽根 広域避難者支援プログラム(2014～2018)	89	2億1358万円	79	1億9112万円
大和証券フェニックスジャパン・プログラム(2012～2019)	196	7億7499万円	63	2億3858万円
東日本大震災支援 JT NPO 応援プロジェクト(2013～2018)	814	34億5691万円	111	4億3206万円
日産プレジデント基金/スマイルサポート基金(2012～2019)	44	9923万円	34	7294万円
「しんきんの絆」復興応援プロジェクト(2015～2019)	449	15億5298万円	133	4億0842万円
タケダ・いのちとくらし再生プログラム(2012～2019)	681	45億930万円	110	6億8227万円
東北被災地での市民・コミュニティのエンパワメントプログラム(2013～2016)	9	1701万円	9	1701万円
	2763	122億257万円	636	23億1950万円
<研修プログラム>	申請件数		被採択件数	
市民活動団体育成強化プロジェクト(2012)	59		59	
NPO 経営ゼミ(2016～2019)	55		55	

3.2 結果

3.2.1 助成事業の動向

震災直後は、活動内容はがれき撤去などが中心だが、やがて、仮設住宅や仮設商店街での支援活動や仕事おこしなどが主題になっていく。そして平時の活動、つまり、社会的弱者や中山間地域でのコミュニティ機能の維持といったような、被災地以外の地域にも存在するような課題への取り組みが増えていた。

助成事業件数は2016年が9件と最多で、その前後の2015年と2017年が8件ずつで、この3年間で助成事業件数のピークであった。また、2012年は被災地以外からの申請が多かった。日本の各地域から、被災地支援の手が上がった様子を見て取ることができる。

2011年から2019年の観察期間に、今回の分析の対象となった助成事業に申請した団体の実数は1277件で、このうち、宮城、岩手、福島、東京の合計が84.5%と、大多数を占めた。そしてとりわけ宮城は、申請・被採択件数ともに多く、その背景には、震災前から、仙台を中心に市民・ボランティア活動が充実していたことが関わっているように思われた。いっぽう、岩手と福島は被害の規模が大きかったり放射能の影響が長引くなどで、立ち上がりが遅くなっていた。

3.2.2 申請団体の特性

申請団体の設立時期を地域別に比較すると、宮城、岩手、福島では、2011年もしくはそれ以降に設立された団体からの申請が多く、逆に東京とそれ以外の地域は、震災以前から存在していた、比較的古い組織が被災地支援に積極的であった。

申請のあった組織の2020年8月時点での活動継続状況を検討すると、岩手と福島では活動を継続している団体が多くなっていた。いっぽう東京と「その他の地域」はプロジェクト完了が多くなっていた。被災地のステージが、復興から平時へと移り変わるに伴い、当

面の被災地支援を終えた被災地以外の組織は、もともとの自分たちの活動に戻っていったと考えられる。また、設立時期別には、2011年かそれ以降に設立された団体は活動を継続している場合が多く、これらの団体の多くは被災地に多いということも、これまでの分析から推察することができる。いっぽう、2011年以前に設立された団体は東京か被災地以外の地域を所在とし、被災地支援のプロジェクトを完了させている場合が多かった。

以上から、被災地に関わる組織は復興のステージの移行とともに入れ替わる様子が見られる。そこで、この流動する部分とそうではない部分の存在についてさらに検討を深める試みとして、申請回数と被採択年度数に着目して検討を行ったところ、2011年から2019年の観察期間の間に、1回しか申請を行わなかった団体は65.1%と大半を占めるなかで、3回以上の申請を行っている団体が全体の18%の割合で存在した。さらに、申請しながらも一度も助成を受けなかった団体が74.8%と大半を占めるなかで、3年以上にわたって助成を受けた団体が、全体の9.5%の割合で存在した。すなわち、これらの団体は、被災地に関わる組織の中のコアとして、安定的に活動をしていたとして、その種の団体は、宮城、岩手、福島の3県に多く、設立時期は2011年以前か震災直後と比較的古く、また、法人格ではNPO法人に多くなっていた。そして活動内容の記述から、自分たちの活動に加えて、他の団体とのネットワークのハブとして、関連する他の組織全体の支え手の役割を果たしている様子が見られた。

最後に、団体の設立時期と申請件数と被採択件数、そして被採択率を検討した結果、2011年から2019年にかけての年度の移行とともに2011年度以降に設立された団体の被採択率は低くなっていることがわかった。このこと背景には、震災から年数がたつて設立された団体は平時と共通する課題を扱うものが増えるので、東日本大震災に関連する活動の支援を目的とする助成事業の対象にはなりにくいという事情が推測された。

3.3 まとめ

以上の検討をふまえて、3つの仮説を想定することができるように思われた。

仮説1として、被災地のステージが、被災直後から復興、そして平時へと移行するに伴い、そこに関わる民間非営利組織のdriving force、あるいは駆動理念も変わると考えられる。つまり、被災直後は、被災地内外の団体が平時の活動はさておいて、まずは被災地支援に努力を傾注させるという公共性の感覚が主となるが、平時への移行に伴って、被災地以外の団体は元の場所に戻り、被災地の団体は活動を継続させつつ、被災地という共同体の再建に尽力するという変化が存在すると推測される。

仮説2は、2015年から2017年は助成事業の数が最も多く、この時期には、被災地の復興とは単に被災前に戻ることと同義ではないとして、新しく生まれ変わろうという機運も高まった。そして、グリーンツーリズムや、被災地の食材や手工芸品のネット販売など、新しい発想と仕事おこしにつながるような活動の提案がなされ、その中での新たな出会いに基づく共同体感覚の再構成がなされたと考えられる。これについては申請内容や、採択された事業の内容に基づいてさらに詳しく検討を進める必要がある。

仮説3として、活発に申請をして複数年度にわたって助成を受けているような団体は、平時には共同体の維持とさらなる発展に貢献しつつ、共同体の外の世界との窓口として被災地以外とのやりとりを続け、やがて必要とされれば支援をする側にもなる中間支援組織的役割を果たしていると考えられる。実際に、その後の熊本の地震や西日本の集中豪雨の折には、東日本大震災の被災地の少なからずの非営利組織が、支援を提供した。このような個々の組織レベルの役割の多元性や変容についても、新たにデータを収集し、議論を整理する必要がある。

[文献]

Malinen, S. and Harju, L. (2017) Volunteer engagement: Exploring the distinction between job and organizational engagement. *Voluntas*, 18:69-89.

- 三谷はるよ, 2013, 「ボランティア活動者の動向—阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較から」桜井政成編『東日本大震災と NPO・ボランティア—市民の力はいかにして立ち現れたか』ミネルヴァ書房: 69-88.
- 宮垣元, 2020, 『その後のボランティア元年—NPO・25年の検証』晃洋書房.
- Seibel, W., 2015, Welfare mixes and hybridity: Analytical and managerial implications. *Voluntas*, 26: 1759-68.
- 鈴木勇・菅磨志保・渥美公秀, 2003, 「日本における災害ボランティアの動向—阪神・淡路大震災を契機として」『実験社会心理学研究』42(2): 166-86.
- Steel, J. and Dredge, D., 2017, The liquid organization of volunteer tourism: Implications for responsibility. *Int. J Tourism Res*, 19: 715-26.
- 山下祐介・菅磨志保, 2002, 『震災ボランティアの社会学—〈ボランティア=NPO〉社会の可能性』ミネルヴァ書房.
- 横田尚俊・平井太郎・田中重好, 2019, 「支援パラダイムの転換」田中重好・黒田由彦・横田尚俊・大矢根淳編『防災と支援—成熟した市民社会に向けて』有斐閣: 204-43.
- Walk, M., Zhang, R. and Littlepage, L., 2017, “Don’ t you want to stay?” The impact of training and recognition as human resource practices on volunteer turn over, *Nonprofit Management and Leadership*, 2019:29:509-527.

原発災害後 8 年目の現状

——福島県浪江町を中心に——

水田恵三¹

キーワード：原発災害・浪江町・アンケート調査

1 問題

2011年に生じた東日本大震災・福島第一原発事故から6年を経過した2017年3月末は、原発避難問題にとって大きな節目となった。自主避難者に対する仮設住宅の提供も3月末をもって打ち切られた。避難指示区域に関しては、富岡町、浪江町、飯館村、川俣町の避難指示解除準備区域、居住制限区域が解除された。4市町村の帰還困難区域と大熊町、双葉町への避難指示は引き続き継続されるものの、事故直後に第一原発20km圏内が警戒区域に指定されていたときから比べると、多くの地域で避難指示が解除されたことになる。避難指示が解除されると帰還率がクローズアップされるが、帰還先進地区と言われる檜葉町は、2017年7月に帰還率が24.7%となり、2020年には59%となったが、若干頭打ちである。一方浪江町は平成2019年10月における町の調査ではすでに帰還しているが4.9%、いずれ帰還するが11.8%と低い。2021年では22,000人であった人口は16,000人（住民基本台帳）と減少している。本研究では、継続的に調査を行っている（2014、2018）福島県浪江町の住民を対象に、アンケート調査を行い、浪江町になぜ戻ることを中心として分析を行った。

2 方法

2018年8月から12月にわたって、2011年の原発事故以来、浪江町から各地に避難され、その地に留まられているか、浪江にお戻りになっている方500名を対象に実施した。浪江の方がどのようにお暮らしで、どのようにお考えかを尋ねた。500名中230名（46%）の方が回答を得た。配布方法は、直接手渡し、ポスティング、自治会長に依頼などである。

アンケートの内容は、現在のお住まい形態、災害当時のお住まい、居住地、現在の健康状態、満足度、現在の地域への満足度、住民票を移したか、今後の動向などである。質問の形式に関して、尺度の多くは1 非常によい 2 よい 4 悪い 5非常に悪いと、なるべくよい状態を左側に回答してもらった。回答形式は複数回答を多くし、統計的検定よりも優先した。

満足度は、毎日の暮らし、自信の健康、現在の人間関係、現在の家計状態、現在の家庭生活、仕事について尋ねた。

¹ 尚絅学院大学 mizuta@shokei.ac.jp

3 結果



市町村名	人数	対1月31日(△は増)
福島市	2419	△10
会津若松市	196	0
郡山市	1693	△13
いわき市	3173	6
白河市	250	0
須賀川市	144	0
喜多方市	19	0
相馬市	438	1
二本松市	1019	△5
田村市	69	△1
南相馬市	1958	△5

図1 福島県原発災害後の帰宅困難地域等の区分と現在の避難市町村

2021年3月現在、浪江町から避難している方では、いわき市、福島市、南相馬市、郡山市、二本松市の順が多い。二本松市は浪江町役場が避難していたこともあり、現在では災害復興住宅（集合、個建て）がある。アンケートはここにも配布した。

居住地	件数
本宮市	3
郡山市	6
福島県内	6
福島市	6
福島県外	7
二本松市	21
南相馬市	23
浪江町	64
いわき市	92

図2 アンケート時の居住地区

アンケート時の居住地を示したのが図2である。いわき市からの回答が多かったのは、いわきなみえ絆会の会合（150名ほどの集まり）に参加し、アンケートを配布した特殊事情による。

災害前の住所では帰宅困難地域の方も41名（230名中）含まれていた。

健康状態	人数
非常に良い	17
良い	103
どちらとも言えない	68
悪い	32
非常に悪い	2
合計	221

図3 現在の健康状態と現在の地域への満足度

現在の健康状態では悪いと思っている方は少ない。

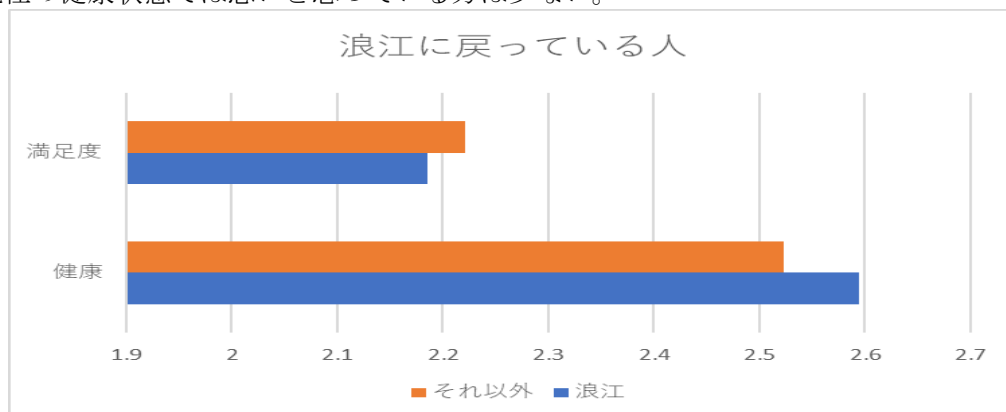


図4 浪江に戻っている人とそれ以外 健康状態と満足度との比較

浪江に戻っている人は健康状態はそれ以外の人と比べてやや悪いが、満足度はやや高い。

現在生きがいを感じることを示したのが図5である。

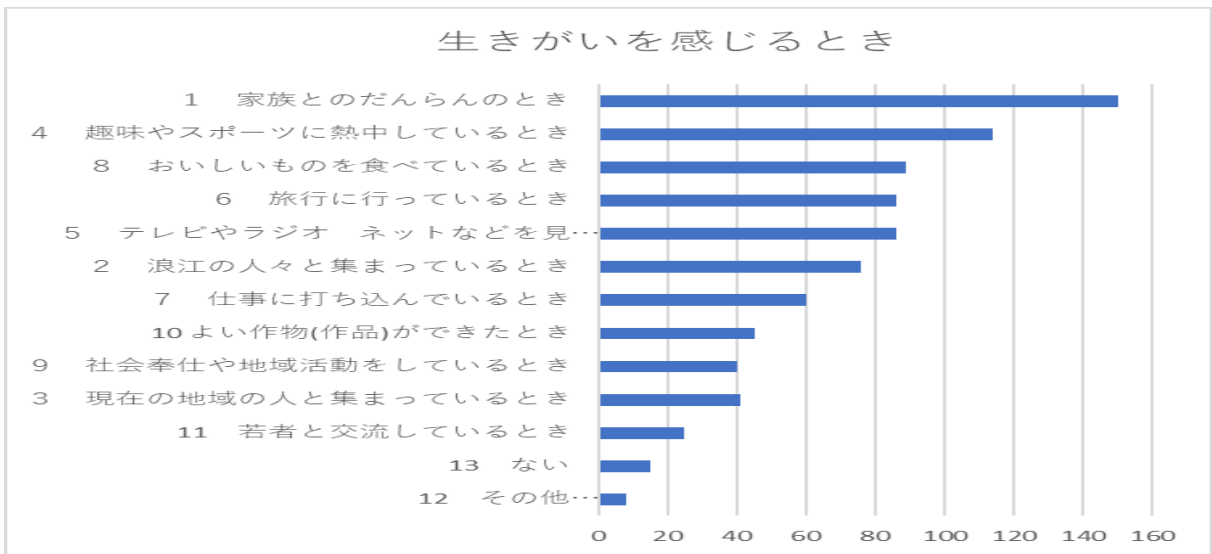


図5 生きがいを感じる時

家族との団らん、趣味やスポーツなど、家族を中心とした個人的なものに生きがいの対象が集中している。

住民票の異動を示したのが図6である。

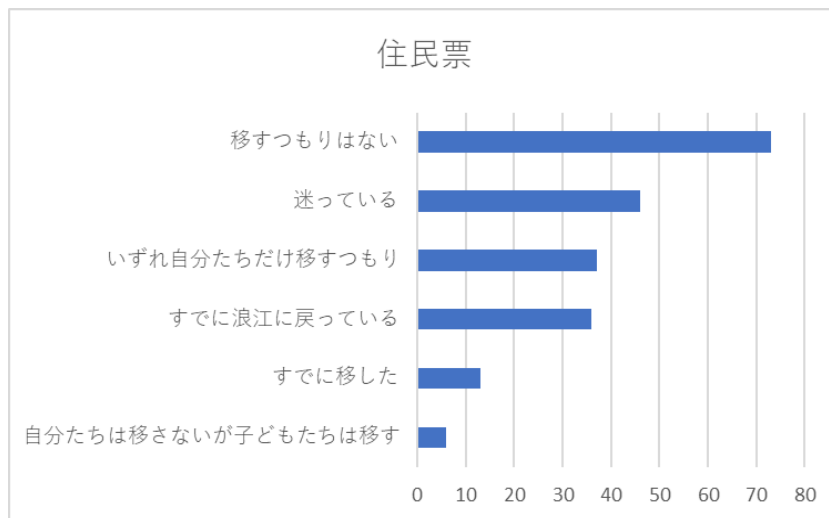


図6 住民票の異動

移すつもりはない、迷っている、すでに浪江町に戻っている を含めて、住民票を避難の地へ移していない人が半数以上を占める。これは、原発避難者特例法で、避難している人へも元の居住地からの援助が受けることができるよう配慮されたことも影響している。

今後のこと考えを示したのが図7である。(複数回答)

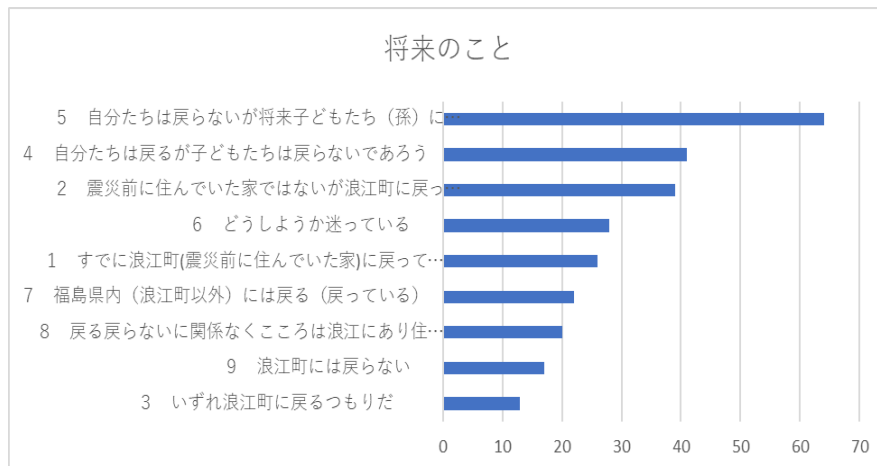


図7 今後のことについて

戻らないと決めている人が多いが、すでに戻っている、迷っている、いずれ戻るとも半数近くいる。

戻らないと決めている人の中で、戻らない理由を示したのが、図8である。

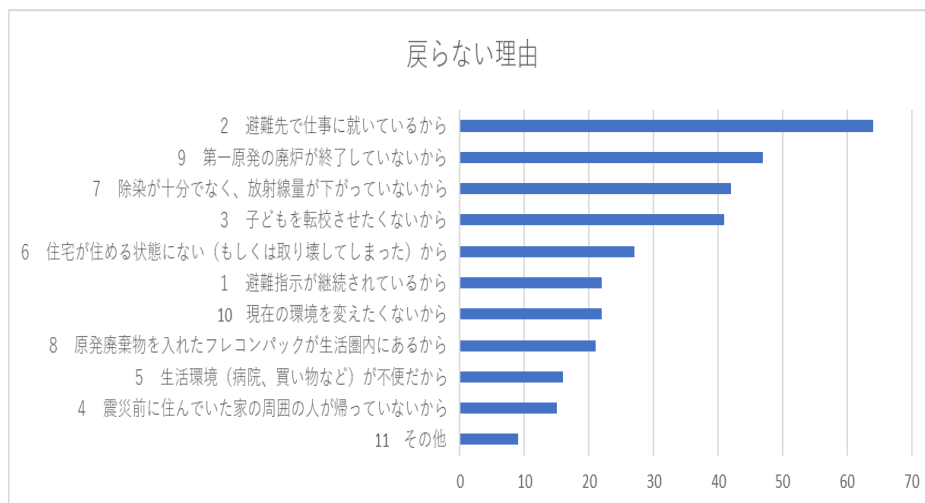


図8 戻らない理由

戻らない理由としては、廃炉未了、放射線量の高さ、フレコンバックの存在など放射能関係の理由が多い。

何年たとうが段々心は淋しく帰りたいと思う気持ちの方が強く周りともあまり話も進まない。浪江町に戻る方向で考えています。課題はたくさん有りますがふるさとを後世に残して行きたいと考えています。復興には100年の歳月がかかると思いますがゆっくりと復興をしていけば良いと思います。世代をこえた長期的な取組みと世代を越えての帰還も有りかなと思います。(アンケート自由回答からの抜粋)

町外にはいるが、ここは浪江にある、できれば帰りたいという自由回答が散見された。

町外に住宅を購入したからといって、永遠に帰還しないということはない(ようである)。住民票を移さないからといって帰還する意志があるというわけではない(迷っているケースがある)。帰還困難地域に住む人の問題(すでに戻っている人との格差)があり、自分たちは取り残されているという考えを示している人が多かった。

ここから、「長期退避、将来帰還」という「第3の道」また、「ジグソーパズルの帰還」（高木 2017）が可能性として指摘できる。

4 考察

アンケートと個別面接から分かることは、現在居住は町外にはいるが、ここは浪江にある、できれば帰りたいという自由回答が散見された。また、町外に住宅を購入したからといって、永遠に帰還しないということはない（ようである）。住民票を移さないからといって帰還する意志があるというわけではない（迷っているケースがある）。

以上のことから、帰還、帰還せずの2者選択に加えて、帰還できるまで、避難しているという第3の道の選択肢が考えられる。その際には、帰還できる条件やそれまでの過ごし方（特に心身の健康面）が問題となろう。

また高木（2017）が指摘するように帰還できる人から帰還していくジグソーパズル的な帰還も考えられる。

【文献】

長谷川公一・山本薫子編，2017，「原発震災と避難」有斐閣。

高木竜輔，2017，「避難指示区域からの原発被災者における生活再建とその課題」：60-92，

長谷川公一ほか編，2017，「原発災害と避難」有斐閣

災害の記憶と向き合うものづくり

——原発避難者の生活史より——

坂本 唯¹

キーワード：原発避難者・災害記憶・記憶の想起・ものづくり・生活史

1 はじめに——問題の所在と本研究の目的

原発事故から10年が経過した現在、事故の被害に関する記憶を後世へと継承し、風化に抗うさまざまな試みがなされてきた。たとえば、モノを通じて日常の変容を記録する作業の一つとして、「ふくしま震災遺産保存プロジェクト」がある。そこでは震災遺物として、被災した建物の照明や、配達されずに残された新聞などを被災遺物として保存する活動がおこなわれてきた（深谷 2020）。また、東日本大震災・原子力伝承館などの公的施設によって事故の実態が記録されるほか、原発被災を経験した個人によって地域の歴史を継承する書籍の発行（長泥記録誌編集委員会編 2016）など、さまざまな方法で災害前後の記憶は記録されてきた。

原発事故の記憶が具体的なモノ、施設展示、文章などによって残される一方で、被災した個人にとって被災した記憶とはどのような存在なのだろうか。蘇利はこの点について、災害を経験することによって「思い出したくもないが、忘れたくもない」（蘇利 2003:37）記憶との葛藤が続いていくと述べている。公に記録される記憶には継承という目的がある一方で、個人にとっての記憶とはコントロール不可能なものである。それは、一度記録されると忘れられずに残るものではなく、記憶が突如思い出されたり、忘れられたり、あるいは過去の意味づけをするなかで揺れ動く存在である（岡 2000）。過去を思い返す一連の動きのなかでは、時に思い出すこと自体が葛藤を生み出すように、記憶への対処とは災害後から長期に及んでなされていくことである。

そこで本研究では、被災後におこなわれるものづくりに注目して、個人の生活史のなかに現れる災害の記憶や、その記憶との向き合い方について考察をおこなう。ものづくりという視点から、原発被災者の記憶との向き合い方にアプローチする理由として、言語によって語りきることのできない記憶の存在があげられる。人生や暮らしがどのように変化したのか、その要因となった事故に対してどのような感情を抱いてきたのか、といったことを言語化することは必ずしも容易なことではない。また、時間の経過や何らかのきっかけで語れるようになった経験が、原発事故を表すすべてでもない。むしろ言語化されずにいるとおもわれる経験は、べつのかたちで表現されている可能性があるのではないだろうか。以下の章では被災者によるものづくりの先行研究をまとめたのちに、「布絵づくり」という非言語的行為に着目することから、ものづくりのプロセスで立ち現れてくる記憶との向き合い方の一つの在り方を示す。

2 先行研究——被災後におけるものづくり

東日本大震災発生後の仮設住宅および原発事故後の避難先では、主に女性や高齢者が集まり、手芸作品などをつくる「ものづくり」がおこなわれてきた。被災者によるものづくりの歴史は、阪神淡路大震災時の被災者支援にさかのぼる。代表的な例である「まけない

¹ 立命館大学先端総合学術研究科一貫制博士課程, gr0425fe@ed.ritsumeimei.ac.jp

ゾウ事業」では、支援物資からゾウのタオルをつくることを通じて被災者の自立や、自尊心の回復を促すきっかけとなった（西山 2008）。東日本大震災の際も同様に、支援物資を利用して手芸作品をつくることは、主に女性や高齢者の被災後における経済的自立を促す側面が見出され（山口 2018）、仮設住宅や避難先でのコミュニティを形成する機能も果たしていた（金谷 2020）。

また、戦争や人権侵害など、災害だけに限らないさまざまなカテゴリーの後におこなわれるものづくりがある。たとえば、独裁政権下での人権侵害を訴える手芸作品であるアルピジェラは、作り手の経験を作品に表現することで、暴力的な出来事を社会的に発信する媒体となっている。災禍の経験を作品に表現することで、個人個人の経験を社会的および政治的な視点から位置づけ直す機会にもなりえるという（酒井 2020）。針を動かすなどの一定の動作を続けることによって、身体的な癒しを得られることが報告されているように（Corkhill 2014）、ものづくりを通して忘れがたい災禍の経験に対処してきたのである。

先行研究で示されてきた被災状況下でのものづくりは、つくられる作品と、その結果であるものづくりの効果に目が向けられてきた。しかしそこでは、ものづくりをおこなう意味を災害経験の乗り越えとして限定的に捉えている。ものづくりによって被災後の生活がよりよくなったことは確かである。だが、ものづくりによる作り手の変化や、作品に表現される経験など、被災後のものづくりの意味を詳細に深めることができるのではないだろうか。この点はつまり、ものづくりをおこなうなかで、被災した個人個人の人生の再生がどのようにおこなわれているのかについて検討する余地が残されていることを示している。

よって本研究では、原発事故によって避難した一人の女性のライフストーリーにもとづくものづくりを対象に、被災後の生活におけるつくることの意味を明らかにしていく。ものをつくるプロセスのなかで、どのような記憶が想起され、またどのような記憶が作品として残されていくのか。作り手の具体的な変容とともに、作品をつくる際に現れる記憶の葛藤や、作品を通して原発避難の経験を伝えることの意味を考察し、災害の記憶と向き合うとはいかなる実践なのかについて以下の章で提示する。

3 調査概要と本研究の対象者

本研究では生活史調査を手法とし、避難元地域での生い立ちから、原発事故発生を機に避難先での生活にいたるまでの変遷について聞き取りを行った。インタビューデータは、2019年8月から2020年10月までの期間でおこなわれた調査をもとにしている²。スノーボール方式にインフォーマントを広げた後に、避難の有無や避難期間などによって、対象者の選定をおこなった。聞き取りを行った人数は合計で10名であり、そのうち強制避難者2名、自主避難者3名は現在も避難を継続中である。そのほかの5名は1年未満の一時的な避難をしたのちに、避難元地域へと帰還している。避難生活のなかでおこなわれる野菜づくり、居場所づくりなどさまざまな「ものづくり」が見られたなかで、本研究では古着を再利用した「布絵」とよばれる手芸作品をおこなう70代女性に焦点を当てる。

対象者であるOさんは、福島県南相馬市小高区出身で、7人家族の長女として父親が教員を務めながら兼業農家を営む家庭にて育った。幼少期から母親の内職手伝いを通じて、縫物や手芸に多くの時間を費やしてきた。高校教員を務める男性と結婚し、同市内の原町区にて主婦のかたわら和裁を趣味として続けていた。

東日本大震災が発生した際は、原町区にある自宅で夫と3人の娘と5人暮らしであった。南相馬市は2006年に小高町・鹿島町・原町市が合併してひとつの市になった自治体である。原子力発電所から半径20kmの地域にあたる小高区全域が、警戒区域として指定され、原町区では30km圏内にあたる大部分の地域が緊急時避難区域となり、一部の地域は警戒区域と指定された（南相馬市 2019）。避難指示の対象となった地域と、そうでない地域が複数に

² 本稿のインタビューデータはすべて2019年10月13日に対象者の自宅で行われたものを参照している。

分かれたため、原発事故による賠償金の差額が行政区ごとに異なり、住民同士の軋轢が生まれやすい環境であったといわれている。

0さん一家は東日本大震災発生から5日後に宮城県へと避難する。ここでは、知人の紹介により賃貸アパートを約2ヶ月間借りて生活していた。その後、関西圏の知人から空き家を紹介されたことを機に、2011年5月下旬から滋賀県へと避難し、ここでも同様に賃貸契約で住宅を借りている。

4 避難後にはじまる布絵づくり

本章では原発避難後にはじまるものづくりのきっかけや、そのプロセスを記述する。原発事故発生後、0さんの自宅のあった地域は緊急時避難準備区域として指定された。0さん家族は、震災から5日目に宮城県へと避難し、知人に紹介された賃貸アパートで2ヶ月間を過ごす。そこから関西に住む知人の連絡を受け、5月下旬には宮城県から滋賀県へと避難し、再び賃貸住宅を借りて避難生活を続けることとなる。馴染み深い場所から離れることに伴う精神的苦痛に対して、「なにかを切りこまざきたかった」と語る。そこで古着を捨てる前にはさみで刻んだことを機に布絵づくりがはじまる。

絶望してくる時に、たまたまお菓子の箱の裏みたいなボール紙に、自分の着てた古着を切って張り付けて絵にしたんです。ほんの小さな絵だったんです、一番最初の絵はね。なにをつくるでもない、二階からロープウェイが上がったり降りたりするの見えるんですよ。ただじっと見てて、外にも出たくない、うちから見えたものをつくったんです。

0さんの作品づくりのはじまりは、切り刻んで小さくなった布をボール紙に貼り付けて窓から見える風景を表現したことだった。作品を作っているときは「子どもと同じように夢中になってね、忘れられたんですよいろんなこと。忘れられることがすごく幸せだったんですよ。」というように、避難前と避難先での生活の乖離を埋め合わせるように、作品づくりに集中したという。

0さんによる作品は、幼少期に過ごした家族との日常の様子や、実家がある南相馬市小高区の自然豊かな風景を描いている。たとえば図1の作品では、相馬野馬追祭りで見えた花火の風景である。黒色の生地を背景に、知人から寄せられた古着の花柄模様の部分を花火に見立てている。花火が浮かんだ夜空の下には、それを見ている大人や子どもを配置し、着ている服や頭の形にそれぞれ違いを持たせるなど、細部まで古着を用いて表現している。



図1 (左) 相馬野馬追祭りの作品



図2 (右) 原発事故による自死を表現した作品

「筆者撮影 2019年10月13日」

作品数は避難後から 100 点以上となり、避難前の日常を描いた作風から、原発事故の被害を表す作風へと変化していく。図 2 の作品では、原発事故を機に自死をとげた方による実際の出来事を表現している。暗い色の生地を夜の空と海に見立て、空には白い月から一本のロープが垂れており、その周りを赤黒い雲が浮かんでいる。この作品について以下のように説明している。

これは飯舘村って全村避難の村で避難の前日に 102 歳の老人が自殺したんですよ、それがあまりにも痛ましくてね。これなんですかって聞かれたら、それは首をつったロープですって。102才で自殺しなきゃなんないことってどういうことなんだろうと、しかもその遺書に、少し長く生き過ぎたってあんまりにもこれ象徴的だなと思って。これは伝えてやんなきゃなんないと思ったりね。

災害以前の日常を再現した作品が多いなか、原発に対する批判と怒りを込めた作品は、避難することで失われたものをより鮮明に浮かび上がらせる。作品づくりを通して O さんは、自分が住み慣れてきた土地を離れなければならない苦しみとともに、他者の経験した痛みもふくめて、原発事故被害を伝える活動³をおこなうようになっていくのである。

5 考察——過去の記憶とともに現在を生きる

災害後における長期的な課題の一つが、忘却されつつある記憶に対してどのように被害の実態や人々の経験を保存し、継承していくのかということであった。震災遺物の保存などを通じて社会的に災害の記憶が保存されていくなかで、本研究は、ものをつくる過程で想起される記憶や、それを作品に表現していることから、個々人が表現する災害前後の記憶に注目した。

作品をつくる過程では、自身の過去を断ち切ろうとする激しい衝動や、それでも断ち切ることができなかった自身の記憶の源泉が、バラバラに刻まれた古着の前に立ち現れてきた。

それらは、失われた故郷の風景や、避難元地域での祭事などであり、一見すると原発事故の被害を表しているようには見えない。原発事故以前の日常を描く作品とともに、事故による関連死を訴える作品がつけられるように、事故以前と以降の人生の変容を表している。

社会学の記憶論における代表的な存在であるモーリス・アルヴァックスは、人間が社会的な存在であるかぎり、個人だけが保持すると考えられる記憶も、個人が所属する社会環境によって構成されていることを論じた (Halbwachs 1950=1982)。ものづくりの過程で想起される記憶や、布絵で表現される O さんの記憶は、一見すると私的なものにみえる。だが、個人的であるように思われる記憶も、集団に位置づけられるものであることをふまえると、O さんによる作品づくりは、原発事故の集合的記憶を個人の観点から再構成して表現したものであるといえる。

そのような作品づくりは、避難先での現在に適応していく過程で、忘れるためにつくられるものでなければ、単なる過去の記憶を書き換えたものであるとも言い難い。文学作品に描かれる個人的記憶を分析した松浦は、過去は現在によって構成される受動的な対象であるだけでなく、現在に作用を及ぼす「潜在的な力」(松浦 2005: 31) を持つと指摘した。過去の記憶は、書き換えられるだけの対象ではなく、現在において新たな行為を生み出す源泉でもある。

この点をふまえると、避難先で作品をつくることは、もどらない過去を過去に置き去りにするのではなく、避難先での今を生きるための表現であるといえるのではないだろうか。

³ 本稿では紙面の都合上割愛したが、布絵づくりをきっかけに講演会や、詩の製作をもとに原発事故被害を訴える活動をおこなうようになる。

作品をつくる過程には、故郷をなつかしむ気持ちであったり、それが戻らないくやしきなど、さまざまな感情が記憶とともに噴出する。私的な場面で想起される記憶や感情は、原発事故被害の記憶として記録されるものからしばしば取りこぼされる。Oさんの事例もまた、災害と直接関係しない日常の行為のなかに埋もれていた災害の記憶の一つであるといえるだろう。

ものづくりを通して想起される記憶に着目することで見えてきたことは、過去の記憶によって現在の生が支えられている側面であった。災害の記憶は長期的に個人を悩ませる要因となる。それは過去への後悔や、現在への絶望などのかたちで現れる。だが、人々は記憶によって悩まされているだけでなく、記憶によって他者と経験を共有し、また現在の生活に意味を見出していくことができる。このように過去の記憶とともに現在を生きること、災害の記憶と向き合う営みがあるのだろう。

6 まとめと今後の課題

災害の記憶と向き合うとはどのような営みなのだろうか。先行研究によって描かれてきた記憶とは、自由に引き出すことができず、むしろ思い返したくない過去の出来事が無意識に想起されてしまうような扱いづらいものであった。だからこそ、被災したモノに記憶を保存し、無意識のうちに想起される過去を食い止めるためにもものづくりが行われていた。

本研究の事例から明らかになったことは、過去の記憶によって現在の生が支えられている側面であった。とりわけそれは幼少時代の記憶であり、作品をつくる過程で自己の癒しともなり、それを表現することで原発事故の経験を他者と共有する媒介物となった。

避難後の生活で個人的におこなわれていたものづくりは、災害の記憶を残す、あるいは忘却するといった二項対立の議論に回収されるものではなく、災害を経験した人々が、その後の生活のなかで自身の過去といかに向き合い、対処していくかを示す例であるといえる。それはまた、ものづくりを通して過去の記憶を想起することによって、ただ懐かしむだけでなく、現在を能動的に生きようとする姿勢が現れている。

今後の課題として、本研究で示したようなものづくりによる災害の記憶と向き合う実践を、より一般化して論じていく必要性が残されている。震災および原発事故の記憶がどこで、どのような媒体をもとに表現されているのかをさらに検討するなかで、ものづくりによるカタストロフからの再生論を模索していきたい。

【文献】

- Corkhill Betsan , Hemmings Jessica, Maddock Angela & Riley Jill, 2014, Knitting and Well-being, Textile: *The Journal of Cloth and Culture*, 12(1): 34-57.
- 深谷直弘, 2020, 「東日本大震災の記録を残す活動と震災遺物保存の意味——福島県を事例として」吉原直樹・山川充夫・清水亮・松本行真編著『東日本大震災と「自立・支援」の生活記録』立六出版, 665-685.
- Halbwachs, Maurice, 1950, *La Memoire collective*, Paris: Albin Michel. (小関藤一郎訳, 1989, 『集合的記憶』行路社.)
- 金谷美和, 2020, 「手芸がつくる『つながり』と断絶」上羽陽子・山崎明子編『現代手芸考——ものづくりの意味を問い直す』フィルムアート社, 244-262.
- 松浦雄介, 2005, 『記憶の不確定性——社会学的探究』東信堂.
- 南相馬市, 2019, 「警戒区域、避難指示区域等の見直しに関する市からのお知らせ」, 南相馬市ホームページ, (2020年12月25日取得, https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/8/01setumeikai_shiryo.pdf).
- 長泥記録誌編集委員会編, 2016, 『もどれない故郷ながどろ——飯館村帰還困難区域の記憶』芙蓉書房出版.
- 西山志保, 2008, 「多様なボランティアが切りひらく新たな市民社会——被災地 NGO 協働センターの活動展開から」似田貝香門編『自立支援の実践知——阪神・淡路大震災と共同・市民社会』東信堂, 47-75.
- 岡真理, 2000, 『記憶/物語』岩波書店.
- 酒井朋子, 2020, 「序 記憶風景、手仕事、アルピジェラ——ある展示企画のねらいと経験(特集 記憶風景を縫う——アルピジェラと手仕事の射程)」『社会学雑誌』37: 3-22.
- 蘇利剛志, 2003, 「阪神・淡路大震災と慰霊——『震災モニュメント』以前」岩本通弥編『現代民俗誌の地

平 3——記憶』朝倉書店, 14-40.
山口睦, 2018, 「被災地にみる手仕事ビジネスと新たな社会関係——宮城県を事例として」高倉浩樹・山口睦編『震災後の地域文化と被災者の民俗誌——フィールド災害人文学の構築』新曜社, 214-234.

復興の実践的定義と被災者の「復興権」の提唱

——東日本大震災復興 10 年が突きつけたもの——

嶋田一郎¹

キーワード：復興の定義・復興権・復興と防災の「区別」

1 はじめに

東日本大震災の復興の過程で、巨大防潮堤建設、高台移転事業などにみられる防災の大規模インフラ整備が進む一方で、被災者の生活の再建がままならず、災害公営住宅の家賃値上げやローン返済の困難など、新しい被災者の苦難の増大がはっきりしてきた。ボランティア団体（チーム王冠）によって、「在宅被災者（実質的に公的支援から外された在宅避難者）」が発見（2015）されたのは衝撃的であった。住宅は傾き、柱は腐り、トイレも風呂も壊れかけていた。5 年近くもの間、この劣悪な環境でどのように食べて生きてきたのか。著者は政府・行政の復興政策には、被災者の復興を直接的に支援するものが殆どないことをはっきり認識した。大震災に被災者は何の責任もない。しかし大震災からの復興に被災者の自己責任論が強固に貫かれているのであった。このことが、被災者の様々な苦難が今も続き、市民の支援活動の展開を大きく阻む根源になっていると痛感した。どうしたらこうした状況を打開し、一日も早い被災者の復興を達成できるのだろうか。ここでは筆者が辿り着いた実践的な復興の定義とその実現のための理念的法的な拠り所になり得る新しい人権、「復興権」を提唱する。それから復興と防災の「区別」を導くと、そこから現在の復興と真逆のあるべき姿が浮かび上がるだろう。

2 復興とは何か

2.1 復興の定義の先行研究

これまでの国民の復興観は防災を含めた曖昧なものであり、復興の定義も研究者によって様々であった。「人間の復興」観（1923 年関東大震災の時福田徳三が唱えた復興思想）に基づいて、関西学院災害復興制度研究所（2005 年設立）を中心とする研究者グループは、阪神淡路大震災を含む災害復興問題の研究を進め、2010 年に「災害復興基本法案」（以後基本法案という）を発表した（関西学院大学災害復興制度研究所 2010）。これはまだ東日本大震災復興の経験は取り入れられていないが、それまでの災害復興問題研究の「人間の復興」観に基づく集団的総括と言える文書になっている。東日本大震災復興以前の災害復興の検証に基づく復興研究の到達点として評価され、その後の研究の拠り所になり得るものである。しかし現実に実施された関東大震災以来の全ての大震災復興策は、福田徳三の「人間の復興」ではなく、それと対立する後藤新平の「帝都復興」観に基づく都市開発型の安全な街づくり（防災や広い道路建設の区画整理中心）が基本であった。

基本法案によると復興の定義は、「被災地に生きる人々と地域が再び息づくこと」（基本法案前文）となっている。「人間の復興」に比べれば、より具体的で限定的になっているが、まだ抽象的な定義である。防災については定義では直接言及していないが、第 14 条に「防災—減災—応急—復旧—復興を一体として捉える」として復興と防災の「区別」は明確ではない。定義では「人々」と「地域」の 2 つの主語があり、それぞれ関東大震災における福田徳三の「人間の復興」と後藤新平の「帝都復興」に連なるものと見ることが出来る。

¹ 東北大学名誉教授（i-shimada@jcom.home.ne.jp）

歴史的には対立し無視されてきた人々の復興と、地域（街）の復興が並記されているのである。「基本法案」ではこの両者の関係は明らかではない。現実の復興策に引きずられて、「人間の復興」に徹し切れていないように見受けられる。無論この2つは密接な関係があり、うまく統合されてコミュニティの復興に寄与する可能性がある。しかし歴史的現実是对立させられ、被災者が苦しい選択を迫られるのであった。阪神淡路大震災の復興において、防災都市神戸の開発型創造的復興の陰で、皮革地場産業を営む長田町の被災者の生活と生業が戻らず、コミュニティが失われた事例があった。加えて基本法案第1条の復興の目的として「自然災害によって失ったものを再生することとどまらず、人間の尊厳と生存基盤を確保し、被災地の社会的機能を再生、活性化させること」と述べている。この三つの目的はそれぞれまだ十分に実践的具体的ではない。さらに並列されているので、復興の様々な局面で被災者・支援者らは、心ならずもいずれかの選択を迫られる場合がある。しかしこの三つは相互に深く結びつき絡み合っている。結びつき方が具体的に解明されなければ、主体的な選択は困難である。これらの問題点の克服と東日本大震災復興10年の経験を踏まえて次の復興の定義を提起する。

2.2 復興の新しい定義

復興とは「被災者が希望の持てる生活と生業を速やかに取り戻すこと」（被災者の復興）である。復興の目的はこの被災者の復興を達成することにあるという実践的結論に至った。生活インフラ整備やコミュニティ（街）の再生は被災者の復興に不可分である。しかし「基本法案」のように「被災地に生きる人々と地域」と並列的に別記されるものではない。両者は密接な関係があり、被災者の復興に直接的に反映され、集約されると考える。即ち被災者の復興のための街づくりでなければならない。仮に生活インフラが整備され街が活性化しても、個々の被災者の生活の復興がなければ意味がない。とりわけ住まいは復興の不可欠な拠点である²。ただ、取り戻す生活・生業は、形は違ってもその水準は発災前の日常生活と実質的に同等なものである。被災者の要求や納得があれば、復旧・復興の場は被災地に限られるものではない。

「希望の持てる」は復旧に留まらない復興を示す大切な言葉である。その内容は、例えば、①震災の犠牲や復興過程の被災者の苦難を償える一生きていて良かった、②取り戻した生活と生業を続けられる見通しがつく（持続可能性）、③未来の災害に備えた（防災・減災）安全・安心の街づくりが含まれるであろう。

2.3 復興の新しい定義の意義

① 「人間の復興」（福田徳三一營生の機会の復興）を現代化、具体化

関東大震災（1923年）の時点では、日本国憲法の人権の思想はまだ存在していなかった。「人間の復興」は「被災者の営業と生活の機会の復興」であり、營生そのものの復興ではなかった。それは被災者の自己責任であり、被災者の権利という認識はなかった。福田徳三は、復興への被災者の力強いエネルギーを評価しつつも、被災者は天皇の赤子であるという当時の家族国家観から抜け出せなかったと考える。

② 関東大震災時の後藤新平の「帝都復興」を含めて現在まで、歴史的現実的になおざりにされてきた、被災者の復興を中心に据えた

③ 歴史的に対立してきた2つの復興観の統一

関東大震災時の後藤新平の「帝都復興」と福田徳三の「人間の復興」という復興観の対立以来、歴史的に貫かれてきた復興観の対立を、街の復興と人の復興という復興観の対立

² 住まいは被災者の復興に不可欠な生活手段であり、復興拠点である。資産ではない。阪神淡路大震災では明確でなかったが、東日本大震災復興では住まいの性格が被災者の復興に不可欠ことがはっきりした。

として捉え、被災者の復興に統一した。被災者の復興のための街の復興と位置付けて統一したのである。福田徳三は「帝都復興」を「人間の復興」の手段に過ぎないと批判したが、手段として認めていたのである。

関東大震災		阪神淡路大震災	災害復興基本法案
・後藤新平 「帝都復興」 (区画整理、耐震化)	⇒	創造的復興 (大震災復興基金)	(人間の復興観) 被災地に生きる人々と 地域が再び息づくこと ⇒ (人と街の2つの復興の並立)
・福田徳三 「人間の復興」 (営生の機会の復興)	⇒	小田実 市民立法運動→被災者生活再建支援法制定へ (国が面倒をみる)	

図1 復興観の変遷

④ 多様な復興を提起—画一的時限的にはならない

被災状況以上に被災者の復興は多様である。被災者1人1人の復興を基本に、徹底して話し合い、合意を形成し、連帯して復興運動を立ち上げ推進しなければ復興は達成できない。そして機械的に期限を切る時限的なものではなく、誰一人として取り残さない被災者の復興である。

⑤ 復興は被災者の権利(県民センターHP)の明確化から「復興権」へ

復興が被災者固有の具体的な復興として定義されると、2に示されるように、復興に到達する被災者の人権として「復興権」が必然的に導かれる。

3 被災者の「復興権」を提唱する

3.1 「復興権」とは？

「復興権」の内容は、被災者が主体となって「希望の持てる生活と生業を速やかに取り戻し復興に到達する権利」である。被災者の復興は、被災者自らが支援者らと共に、「復興権」に基づいて、市民運動を展開することによって成し遂げられるものである。「復興権」は国民一般の普遍的な権利であるが、被災者がこれを行行使する。行使権は災害の大小に関係なく個々の被災者に固有に存在する。どこにいても行使できる。これが新しい人権「復興権」である。基本法案でも復興は被災者が主体と規定し、その論理的な帰結として、被災者は「復興の在り方を自ら決定する権利を有する」としている。これはまさに包括的普遍的な「復興権」に他ならない。しかし決定する「復興の在り方」の「復興」が基本法案では「被災地に生きる人々と地域が再び息づくこと」と抽象的であるために、実践的な権利要求として展開する拠り所とするのは困難である。他方、被災者の「復興権」は、「希望の持てる生活と生業を速やかに取り戻す権利」と具体的で実践的である。

3.2 「復興権」の憲法上の根拠と特徴

新しい人権としての「復興権」の憲法上の根拠や特徴を簡条的に挙げてみる。

①「復興権」は憲法第13条「個人の尊厳」「幸福追求権」を根拠としている。この第13条は基本的人権の総体とされている。そして、時、場所、状況に応じて、より具体的に自由権や社会権、さらには表現の自由、学問の自由、生存権など様々な人権が導かれると考え

る。

②「復興権」は自由権（表現の自由など）と社会権（生存権など）にまたがる新しい複合的な権利である。

③「復興権」は被災者一人一人の個人の復興に固有で、具体的には多様であり復興過程で変化し、多くの場合、既存の特定の人権に帰することは困難である。「復興権」は生存権では捉えきれない。

表1 復興権と生存権の比較

復興権	災害から希望の持てる生活と生業を速やかにとり戻す権利 災害被災者に固有の行使の権利	自由権と社会権の複合的権利 個別的社会的権利	生活を取り戻す動的権利 権利行使は被災者固有復興過程の民主主義を支える
生存権	健康で文化的な最低限度の生活を営む国民一般の権利	社会権の1つ 個別的権利	生涯に亘る安定的権利 国民一般

④被災の同時性という性格と「復興権」の「生活と生業を取り戻す」という権利の内容を通して、必然的に被災地に生きるすべての人々（非災者を含む）の集団的な権利になる。

⑤集団的「復興権」は、発災以前からの被災地の自治権と結合することで、被災者の復興に力を発揮するに違いない。「復興権」に支えられた被災者の復興運動は、公民館、講、町内会などの地域の自治的な組織に働きかけ、明確な課題と目的を提起し、それらの自治組織を活性化するだろう。他方自治組織は被災者の復興のための街づくりや社会活動の復活などに大きく寄与することだろう³。

⑥「復興権」（自由権）は被災者が復興の主体として行動するための民主主義を支える。

⑦「復興権」は被災者が支援者らと共に起ち上げ展開する復興運動を保障する。

⑧「復興権」は最後の1人の被災者がその権利を行使し、復興を達成して行使は終了する。

⑨「復興権」は復興途上に発生する複雑な人権侵害を「復興権」侵害として迅速に対応し排除する拠りどころになる。負いきれない苦難を背負って復興に起ち上ろうとする被災者に対して、日常的に食べて生きていくことすら保障しない現実の避難所、仮設住宅、災害公営住宅や在宅被災者の生活は明白な「復興権」侵害である。

⑩「復興権」を具体的法的に保障するために、新しい復興観の下に、災害復興基本法の制定や、災害関連法の理念や目的を含めて抜本的改定を実施しなければならない。現行の多くの関連諸法律の理念や目的は、戦後制定された当初のままで憲法の人権の観点が皆無で、その後つぎはぎされた各条文を強く規定している。例えば、被災者の復興過程の日常生活の保障や、地域復興センターの設置、災害ケースマネジャー制度の制定など復興運動を支える改定である。とりわけ強大な権限を有し被災者の復興を左右する「災害危険区域指定」

³ 東日本大震災の復興に地域や集団の自治力が力を発揮している事例が多く見られる。自治とは 自己に関することを自らの責任において処理することであるから、その構成員の人権を保障することも重要な内容であると考えられる。

の条例制定は、被災者の「復興権」を侵害し、憲法違反になる恐れがある。

⑪「復興権」に基づいて導入される「復興（到達）度」は、被災者の復興の目的と現実の被災生活との差を相対的に評価し、復興の進展を定量的に示す。明確な復興の定義の下で客観的な尺度になる。

⑫「復興権」は環境権、健康権、障害者の権利などに続く新しい人権である。

⑬「復興権」は災害大国日本の新しい復興観「被災者の復興」の核心である。この権利は災害の大小に関係なく被災者が行使するが、誰もが被災者になり得る国民に普遍的な権利である。巨大災害では、「復興権」侵害がより明瞭に、より深刻に、より多数の被災者に現れる。

3.3 「復興権」と被災者主体の復興運動

このような復興観に立てば、被災者は、復興が自らの主体的課題であると認識し、支援者らも被災者と共に明確な共通の復興目標を掲げ復興運動を展開できる。この観点では、被災者の状況把握は復興の前提であるので、被災者・支援者らは状況把握を共有し、さらに復興ビジョンもしっかり共有する。そして復興度（⑩）という客観的復興尺度を手に入れて復興支援運動を飛躍的に発展させることが可能となる。目標と現実との差（矛盾）の克服という課題が明確ならば、必ず運動を起し発展させることが出来る。これまでの復旧・復興支援運動は、被災者一人一人の状況の把握の困難さと復興目標（ビジョン）が明確でなかったためもあって、運動を大きく展開できなかったのではないだろうか。

4 新しい復興観で見えてきたもの——復興と防災の「区別」

新しい復興観「被災者の復興」の目で見ると、東日本大震災の復興は、復興と直接関係しない巨大防潮堤建設などの防災の大規模インフラ整備事業が目立つのはなぜだろうか。東日本大震災復興のみならず、関東大震災以来、阪神・淡路大震災も含めて大災害の復興は、すべて防災と一体となった復興であった。そして結果を良く見ると、防災の大規模インフラ建設の陰に被災者の復興はなおざりにされてきたのではないか。復興と防災を一体として捉える復興観は歴史的だけでなく、全国的で強固である。阪神淡路大震災の研究者ですら「基本法案」第14条で、防災、減災、応急、復旧、復興施策を一体として捉えるべきとしていた。しかし東日本大震災は、これまでの防災のあらゆる想定を超え、広大で深刻で多様な被災状況を生み出し、その後の予測し難い複雑な被災者の生活の復興状況を生み出した。例えば、巨大防潮堤は海を隠し漁の妨げとなり、高すぎる高台移転は時に「職住分離」による生活困難などをもたらした。

新しい復興観に立てば、復興と防災の違いは明瞭である。現在と未来の時期の違いであり、さらに現在の被災者の生活と生業（雇用）を速やかに確保し取り戻すことと、次の大震災（津波）から被災者の命を守ることの目的の違いである。

我々は発災当初、この違いを認識できず明確に「区別」しなかったためもあって、復旧・復興に「命が第一」という政府行政側の誤った主張に有効に反論できなかった。「命が第一は建前で本質は『惨事便乗型事業』（ショックビジネス）の利益のためだ」と批判したが、復興は「生活が第一である」と、きっぱり反論できなかった。巨大防潮堤建設、高台移転、かさ上げ、災害危険（住宅再建禁止）区域の指定などの強行を許してしまった一因になったのではないだろうか。これら未来の命（生物学的生命）を守る防災策は、後で被災地住民のしっかりした話し合いと合意の上で実施すれば良いのである。真っ先にやらなければならない復旧・復興策は、被災者の生活と生業を速やかに確保することではないだろうか。

命拾いした被災者には「命が第一」という強烈な感情が焼きついていて、冷静に考え

れば、死を免れた被災者の復興は、もう生物学的命（生命）の問題ではなく、これからの「生活と生業」の再建である。従って被災地の復興に防災を結合し同時に進行しようとするならば、その必要性和有効性が改めて具体的に問われるべきだったのではないだろうか。

以上の論述の基になった研究成果と人権に基づくボトムアップのあるべき復興の姿については、既に別に発表しているのでそちらを参照されたい（嶋田 2020）。

【文献】

関西学院大学災害復興制度研究所，2010，「災害復興基本法案 逐条解説」

(https://www.kwansei.ac.jp/cms/kwansei_fukkou/file/research/bulletin/saigaifukkou_02/book_009_chapter5.pdf) .

嶋田一郎，2016，「東日本大震災復興5年の教訓——復旧・復興と防災・減災の「区別」『日本の科学者』51(10)，558-560.

———，2020，「被災者の『復興権』を提唱する——人権に基づく大震災復興論」『唯物論と現代』61(6月号)，102-119.

活 動 報 告

《活動報告》

擬似被災地の光と陰

——南海トラフ地震に関するアクションリサーチ——

杉山高志¹

キーワード：擬似被災・南海トラフ地震・アクションリサーチ・
防災・地区防災計画

1 背景

自然災害のみならず、少子高齢化や環境問題など、コミュニティは様々なリスクに晒されている。そのため、リスクにあふれる現代社会では、リスクコミュニティの考え方が一層重要視されている。山下（2008）は、リスクコミュニティとは、リスクと不安の悪循環の中に、実践の積み重ねを投企することで社会的な資本を増幅し、安心の構築を目指すものと定義している。そして、「リスク不安社会」から「リスク共存社会」への道筋を探すための一つの視座として、リスクコミュニティの考え方をういている。一方で山下は、過度なリスク喚起は、コミュニティの形成を逆に阻害してしまいかねず、「リスクコミュニティのリスク」と称する問題も指摘している。

本研究では、「リスクコミュニティのリスク」やその克服の道筋を模索するために、「擬似被災」という概念を用いて分析した。一般的に「擬似被災」とは、物理的に被災していないにも関わらず、被災地についての情報を見聞きすることによって、自らも被災したかのような状態になることを示している（堀之内 2011）。本研究では堀之内の定義とは異なり、「擬似被災」とは、災害リスクを指摘されることによって、物理的にまだ被災していないにも関わらず、すでに被災したかのようなふるまいを示すことと定義する。具体的には、2012年に内閣府が発表した南海トラフ地震の津波想定によって、まだ南海トラフ地震が起きていないにも関わらず、すでに被災したかのようなふるまいを見せた地域、すなわち「擬似被災」の状態になっている地域を例にして分析を行った。

2 アクションリサーチの調査結果

2.1 調査対象と方法

本研究では、高知県幡多郡黒潮町を対象に調査を行った。黒潮町は高知県の西南部に位置し、人口 11,007 人、高齢化率 44.01%（2020 年 4 月時点）の町である。2012 年に内閣府が発表した南海トラフ地震の想定によると、黒潮町に最大で 34 メートルの高さの津波が到達する恐れがある。あまりにも大きな津波想定は、多くの黒潮町民に津波避難に対する諦めの感情を惹起させ、例えば、災害リスクの高い沿岸部から転居する「震前過疎」という現象が生じていた。まさに、山下（2008）が懸念する「リスクコミュニティのリスク」の問題が、黒潮町で顕在化していたといえる。

このような状況の中で、黒潮町ではコミュニティ単位の防災活動を推進するために、地区防災計画の策定を全町的に取り組み始めた。地区防災計画とは、2011 年の東日本大震災を契機に、地域社会の「共助」による防災力を高めようと、2014 年 4 月施行の改正災害対策基本法によって創設された制度のことで、筆者は黒潮町役場と連携して 2015 年から地区防災計画のアドバイザーとして黒潮町と関わり始めた。年間 150 日以上黒潮町に滞在して、

¹ 京都大学防災研究所 (sugiyama.takashi.25r@kyoto-u.jp)

住民や行政、学校、NPOなどと協働で防災・減災のアクションリサーチを展開し、一定の成果を挙げてきた（Sugiyama and Yamori 2020）。しかし、黒潮町で地区防災計画の活動を展開する中で、同時に「疑似被災」の様相も目の当たりにしてきた。本研究では、主に3つの視点にわけて、黒潮町における「疑似被災」の光と陰について報告した。

2.2 調査結果

1つ目の視点は、絵画表現の中における「疑似被災」である。A氏（80代・男性）は、黒潮町で生まれて育った生粋の黒潮町の住民で、2012年の津波想定を発表以降、津波をテーマに多数の絵を描いてきた。その絵画の中では、黒潮町には南海トラフ地震による津波がまだ来ていないにも関わらず、大きな津波によって自らが住んでいる町が流される様子が描かれていた。こうした絵画表現は、A氏が内閣府の津波想定によって「疑似被災」の状態になっていたことを示している。

2つ目の視点は、防災活動に潜在する「疑似被災」である。黒潮町の白浜地区では、衣服や薬、食料などを入れる「個人ボックス」という衣装ケースを各世帯に配布し、避難場所の倉庫にそのボックスを備蓄する活動を行った。「個人ボックス」によって、避難する時の持ち物を最小限にでき、素早い津波避難が可能となった。この防災活動の結果、2015年時点では防災倉庫の中にほとんど何も備蓄していなかった状態が改善し、行政や地区役員に依存することなく、一人ひとりの行動で倉庫の備蓄を拡充することができた。しかし、白浜地区では、個人ボックスの中に「遺書」を入れた住民・B氏（70代・男性）がおり、「防災やるがは、覚悟がいるねえ」とその際に発言した。この発言の背景には、防災に真剣に取り組めば取り組むほど、自らの町が津波に流されてしまうという事実が規定化してしまうという複雑な心情があり、防災活動によって「疑似被災」の状態が強化されるという側面があることがわかった。

3つ目の視点は、防災語り部活動に昇華した「疑似被災」である。黒潮町には、日本最大級の高さの佐賀地区津波避難タワーが建っており、そのタワーを見学するために町外から年間1000人以上が訪れていた。2019年以前はタワーを案内するのは行政職員の業務で、行政職員の本業以外の仕事が増えてしまうという悪循環が生じていた。そこで、2020年1月26日に地元の有志で防災語り部グループ「防災かかりがま士の会」を設立し、タワーの見学者に対する説明を地元住民が行うようになった。この活動では、些少ながら資料代・ガイド費用を得ており、その収益はタワーの備蓄品の購入費用に充てられる。つまり、町外からタワーに視察に来れば来るほどタワーの備蓄を金銭的に拡充することができ、外部者と地域住民がWin-Winの関係になる体制を構築したのである。防災かかりがま士のメンバーは、本音では津波・地震防災の厳しさを日々痛感していながらも、防災語り部として必死に前を向いて活動しようとしており、見学者からは好意的な感想が多数寄せられていた。つまり、防災かかりがま士の活動は、黒潮町の新たな魅力を外部に発信する術として、「疑似被災」の状態を活用したものだといえる。

3 考察

「リスクコミュニティのリスク」の一形態が、「疑似被災」という態度であり、本研究の結果からも、「リスクコミュニティのリスク」に留意する必要があるとわかった。黒潮町で防災語り部活動という形で「疑似被災」が昇華したのは、コミュニティの外部者との交流がきっかけだったことから、「リスクコミュニティのリスク」を克服する手立ては、外部者の存在に何らかの可能性があると示唆された。

【文献】

堀之内高久, 2011, 『3.11後に「心のフタ」が壊れてしまった人たち「疑似被災」という病』, 産経新聞出版.

Sugiyama T., Yamori K., 2020, “Consideration of evacuation drills utilizing the capabilities of people with special needs”, *Journal of Disaster Research*, 15(6): 794-801.
山下祐介, 2008, 『リスクコミュニティ論——環境社会史序説』, 弘文堂.

《活動報告》

阪神・淡路大震災の語り継ぎに関する課題と対応

山住勝利¹

第7回震災問題研究交流会の夕方の部会において「阪神・淡路大震災の語り継ぎに関する課題と対応」と題する以下の報告をおこなった。

阪神・淡路大震災から26年が経過し、今や神戸市民の約半数が震災を経験しておらず、震災の記憶を伝える人たちは高齢化している。震災の記憶と教訓の語り継ぎは将来の防災・減災につながる活動である。神戸市立ふたば学舎では小学生から大学生を対象に震災学習を実施しているが、そこでの語り部も高齢化傾向にあり、語り部の世代交代が必要になってきている。

ふたば学舎は、2008年に閉校となった神戸市立二葉小学校が、地域住民による校舎存続の強い要望を受けて2010年に再生されたコミュニティ施設である。阪神・淡路大震災発生時、周辺地域では建物の倒壊や火災など大きな被害があり、校舎内では多くの被災者が避難生活を送った。そうした過去の被災体験がふたば学舎における震災の記憶継承事業としての震災学習につながっている。

ふたば学舎の震災学習に登録している語り部は28名、ほとんどが70歳以上である。現在高齢の語り部の人たちは、阪神・淡路大震災を経験し、中には他の被災者の救助活動や避難所運営をおこなうなど、被災現場の様々な側面を体験的に知っている。それゆえ彼らの語りでは、家屋倒壊に備えた家具の配置のことや避難所生活に必要な物資のことなど、将来の防災・減災につながるような、若い世代の人たちに伝えるべき震災の記憶内容が明確であるといえる（もちろん、個々の語りにおいてゆらぎが生じることもあるが）。しかし今後、そのような記憶と教訓を伝える語り部が高齢化のため減っていくのは自然なことである。

そこで、ふたば学舎の震災学習では、阪神・淡路大震災当時、二葉小学校に通っていた元児童数名に声をかけ、語り部の世代交代を図ることにした。手始めに2020年1月13日開催の震災関連イベントで現在30代の元児童4名に震災当時のことを振り返り、イベント参加者を対象に語ってもらった。全員、当時小学低学年だったにもかかわらず、地震が起こった時のことを明瞭におぼえていて、その記憶を自分たちよりさらに若い世代に語り継ぐ必要を感じていた。当然ながら彼らの震災の記憶は子どもの視点によるものであり、救助活動や避難所運営などの非常事態に対処していた大人の視点とは異なる。しかし、世代交代による語りは、震災時の子どもたちの心境や行動など、これまで不可視だった記憶を明らかにする。

また、大人の視点による遠い過去の記憶というのは、どちらかといえば意味が固定してしまいやすいが、子どもの視点による記憶は、今後振り返った時に新たな意味を発見する可能性に開かれているようにも思える。もちろん、後者がよくて、前者はよくないということではないが、やはり大人のすでに完結している震災の記憶は今後失われていくわけであり（震災の記録についてはここで述べない）、両者にどう折り合いをつけていくかということが課題になると考えられる。

より具体的な問題を言えば、若い世代の語り部については、仕事や家庭のことで忙しく、語り部を引き受けてもらうのは難しいところがある。しかしながら、今後も30代から50代の震災を経験した語り部を探していくことを予定にしている。その後でさらに、震災を経験していない若い人が語りを引き継ぐ仕組みを考えたい。

¹ NPO 法人ふたば（神戸市立ふたば学舎指定管理者） yamazumi@futabasyo.jp

書評セッション報告

《書評セッション報告》

『災害女性学をつくる』(生活思想社 2021年)

浅野富美枝・天童睦子 編著

執筆者：浅野富美枝・天童睦子・宗片恵美子・畑山みさ子・
浅野幸子・瀬山紀子・薄井篤子・長谷川公一

キーワード：女性視点・災害時の人権・平常時と災害時の連続性・支援と受援・
エンパワメント

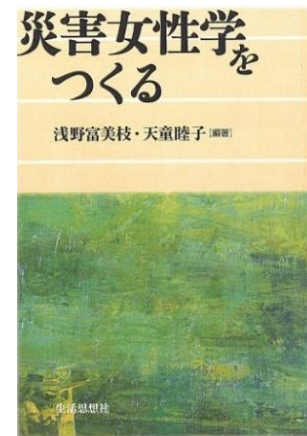
1 はじめに

「災害につよい地域・社会をつくる。ともに地域・社会を再構築する。そして、ともに災害女性学をつくる。その担い手は私たち一人ひとりである。」(本書 終章より)

災害女性学は、防災や災害、および復興プロセスを含む事象を対象とした女性学的視点にたつ学問と実践である。本書は「災害と女性」に焦点を当て、女性、若者、市民がともに防災や復興、地域社会のあり方を女性学、男女共同参画の視点から検討するための知識と実践を提起することに挑戦している。

『災害女性学をつくる』刊行の契機は2011年の東日本大震災に遡る。大震災直後から被災地の女性支援に携わってきた浅野と、2015年から故郷の宮城に戻り、女子大学で女性学を教えていた天童がタッグを組み、災害・防災の研究と実践に女性視点を、宮城で、また日本各地でこの10年に女性主体で活動してきた市民団体の実践、災害研究を丁寧に辿り、「災害女性学」という新たな学問分野の構築に取り組んだ。本書刊行の背景には、災害が発生するたびに女性たちが直面する諸問題とその背景要因を解明し、解決に向けての力となる思想的・理論的枠組みと、具体的・実践的ツールとしての女性学的知の展開が不可欠と考えたことがある。

すなわち、災害女性学とは、災害と女性の現実・現場から出発する実践知であり、学際的知である。そして「重要なのは、平常時に、可視化・不可視的な社会的・文化的性差別を認識し、是正し、ジェンダー平等を社会の常識とする粘り強い取り組みの継続である。声をあげにくい人々の声をいかに日常的に掬いあげるか、人として尊厳と権利の保障が、防災や復興の道標のひとつとして確立される必要がある」(本書 p.15)。



2 なぜ災害女性学が必要か

災害社会学との関連でいえば、日本ではとくに1995年の阪神・淡路大震災以降、災害の社会学的研究が興隆した。そのなかで女性視点は少しずつ盛り込まれてきたが、女性視点、ジェンダー視点を主軸に据えた災害研究は今なお多くはない。しかし災害研究には「ジェンダーに敏感な」(gender sensitive) 視点が不可欠である。

災害とは一般に、地震や津波といった自然現象や人為的原因により引き起こされた人間の生命、生活、尊厳に著しい影響を及ぼす被害を意味する。ただし、自然災害であっても、

災害は人々に等しく影響を与えない。そこには程度の差はあれ、社会的脆弱性と、構造的な不均衡を背景に、より弱い立場の人々が被る人為的被害がかかわっている。さらに、災害時に表出するのは、日常に潜むさまざまなジェンダーの不均衡な関係である。避難所運営の性別分業、ケア責任の偏在、女性の家庭責任の強調、DV被害、世帯主（＝男性）規範がもたらす支援体制の偏り、非正規職の女性の解雇、防災会議・復興の政策決定の場における女性の少なさ等、社会・経済・政治システムを貫くジェンダー秩序と暗黙の男性中心主義が顕在化する。

つまり、災害発生という非常時には、それまで不均衡を覆っていたヴェールが剥がれ、社会に構造化されていたジェンダー問題が一気に浮上する。それまでジェンダー問題がなかったのではなく、平常時において問題に目を向けず、十分対処してこなかったことの表出なのだ。それゆえ、復興のプロセスや防災の取り組みのすみずみに、民主的で市民参加型のジェンダー平等な方略を意識的に入れていくことが必要となる。（天童睦子）

3 本書の特徴と構成

本書は、女性学が初めての人にも、被災時の女性支援を知りたい人にも、災害・防災教育の未来をつくろうとする人にも、考えるヒントを現場の実例とともに提示している。また、本書のタイトルには「女性」を用いているが、女性に限定した、女性だけのための問題提起や取り組みを指すものではない。むしろ、子ども、高齢者、マイノリティの人々、これまで声をあげにくかった人々、生きづらさを抱える男性たちを含めたすべての人にとって、ジェンダー平等社会の構築は、よりよく生きる未来、人間の復興をひらく基盤となると考えている。

本書の8名の執筆者は、それぞれの専門分野、実践の場からの気づきをもとに「災害女性学」の構築に取り組んだ。本書は完成形というより、未来志向の課題を提示する挑戦の第一歩と位置付けられる。

本書の構成は以下の通りである。序章「災害女性学をつくる」（天童）では災害女性学とはなにか、なぜいまそれが必要かという本書全体にかかわる枠組みを提示する。第1章「災害と女性の歴史－関東大震災と阪神・淡路大震災を中心に」（浅野富美枝）では日本で発生した主要な災害と復興をたどり、「人間の復興」に焦点を当て、被災者、生活者としての女性の状況を概括する。

2章「東日本大震災・宮城県の女性被災者支援と地域防災の取り組み」（宗片恵美子）は、市民女性NPOの経験をふまえて東日本大震災発生時、避難所・仮設住宅での被災女性への支援活動の実態を示す。第3章「災害と子ども・子育て支援－発達心理学的アプローチ」（畑山みさ子）は災害発生から時を経て、子どものニーズと心のケア、支援者自身のケア支援を含む息の長い取り組みを重視する。第4章「熊本地震と女性」（浅野幸子）は、長年被災地の女性支援にかかわる研究・実践者の立場から、熊本地震（2016年）の具体的データと事例を紹介し、ジェンダー・多様性の視点に言及する。

第5章「男女共同参画センターと災害」（瀬山紀子）は、男女共同参画センターの職員として被災者支援に携わってきた経験をもとに、災害時の地域拠点の役割を記す。第6章「避難生活における女性支援とその課題－福島原子力災害がもたらしたもの」（薄井篤子）は、埼玉で、震災および原発事故により広域避難を余儀なくされた女性たちと接し、動いた経験に基づく論稿である。そして第7章「環境社会学と女性視点」（長谷川公一）は、環境社会学の立場から、その創設に重要な役割をはたした飯島伸子に焦点を当て、環境社会学と女性視点、80年代のエコ・フェミニズムをめぐる論争を振り返る。

そして終章「未来への提言－災害女性学から見る課題と展望」（浅野・天童）では「エンパワメントの実践モデル」を提起し、人権アプローチ、重層的ネットワークの構築といった視点から、災害復興対策・防災計画への提言を行う。

書評セッションでは、主に序章、1章、終章を取り上げた。またコメンテーターには高木竜輔氏を迎えた。そこで本稿では次節3で、災害女性学の前史ともいえるべき関東大震災以降の歴史的経過を整理し、本書の鍵概念となる「人間の復興」について述べる。また、アプローチほか5つの要点を紹介する。（天童）

4 災害女性学誕生の歴史的経過と現段階の主要論点

火山列島のわが国は災害大国で、古来より火山噴火や地震などの自然災害が多発している。しかし、災害時の女性の状況を伝える記録や文献は、近代に到るまでほとんど見当たらない。

最初のまとまった記録は1923年の関東大震災のものである。関東大震災では、大正デモクラシーを背景に、震災時の生存権の確保と生活再建が「人間の復興」として、福田徳三によって提唱されるとともに、東京連合婦人会を中心とした被災女性支援が展開された。

福田は、発災直後から、約3万6千人の被災者を対象に失業率の調査を実施し、被災者の雇用対策の必要性を主張した。その際彼は男女別の調査を行い、女性の失業者は男性より2倍以上多いことを明らかにした。彼は「人間の復興」を提唱したことで高く評価されているが、男女別の統計（ジェンダー統計）をもって、被災状況は男女で異なることを明らかにし、女性がより困難に陥っていること、女性に対する特別の雇用支援の必要性を主張した点も注目されなければならない。

関東大震災で注目すべきもう一つは、女性視点の支援活動が展開されたことである。発災から1か月足らずで発足した東京連合婦人会は、罹災者調査カードを用いた実態調査、被災女性たちへの仕事の斡旋、布団や衣類の縫製・配布などの救援活動と併せ、災害時の女性の困難の根源は平常時の社会にあると捉え、児童保護、婦人労働、廃娼、婦人参政権獲得など、被災者支援を超えた視野をもって活動した。

福田や東京連合婦人会が活動の柱とした実態調査、実践活動、政策提言の取り組みは、災害にかかわる女性たちのエンパワメントとネットワークの形成という二つの柱を加え、阪神・淡路大震災や東日本大震災での女性たちに受け継がれた。

1995年の阪神・淡路大震災は、二つの点で新たな復興・防災の地平を切り拓く契機となった。一つは、「人間の復興」を中軸に据えた復興・防災の理論と運動の発展的展開である。ここでわが国の災害対策と法制度の不備が明らかになり、被災者生活再建支援法(1998年)など多くの災害関連の法整備が進んだ。

もう一つは、災害時における女性の状況が明らかになり、女性視点による被災者支援の土台が築かれたことである。この意味で、阪神・淡路大震災における女性の活動は、災害女性学にとって極めて重要な位置を占めている。震災時の女性たちの活動により、避難生活や避難所生活での女性たちの困難、女性への暴力の多発、性別役割の強化など、災害によって女性たちは固有の困難を抱えること、また、シングル女性の困難性、男女間の経済的格差や住宅格差が被災女性にもたらす困難性、世帯単位が被災女性にいかにも不利な制度であることなど、災害時の女性の困難は平常時のジェンダー構造とつながっていることが明らかにされた。女性たちの支援活動は、被災した女性たちの生活の復興支援として、発災当初だけでなく長期にわたって、総合的・継続的に展開された。またこうした動きによって、女性視点の災害対策の必要性が全国に発信され、広範な女性たちのネットワークが構築されるとともに、国際的な動きとも連動して、国レベルの災害対策に女性視点が導入

される契機となった。東日本大震災での本格的な女性視点での取り組みは、こうした活動の継承・発展として位置づけられる。

災害女性学は、こうした歴史的経過から生まれるべくして生まれた実践知であり、学際知の学である。以下、災害女性学の現段階の主要論点を5点挙げる。

第一は、災害時の人権と被災者の「尊厳ある生活を営む権利」の保障である。災害時は人権にとって極めてハイリスクな時となる。そのような時だからこそ、人権の尊重は強調されなければならない。

第二は、女性視点と多様性の視点の関連である。女性の視点とは、月経・妊娠・出産など女性固有の身体性にもとづく視点だけでなく、女性が置かれた社会的・文化的な環境—性別役割分業や不安定雇用などの経済的環境、意思決定の場からの排除など性別による差別的環境など、社会的に弱い立場に置かれた当事者としての視点、さらには生活者としての視点、育児や介護などケアの担い手の視点のことであり、社会変革への指向を内包した視点のことである。

災害時の被災状況や困難は、性別、年齢、国籍・母語、家族構成や就労状況、介護・疾病・ケアの必要性の有無などによって一人ひとり異なる。被災時に必要な支援も一人ひとり異なり、多様性に配慮した支援は被害を少なくするうえで不可欠である。女性視点・多様性に配慮した視点は多くの点でつながっており、減災の基本である。

第三は、平時と非常時・災害時の連続性である。災害時には平時の問題がより鮮明に浮かび上がる。平時と非常時を貫くジェンダー格差が、災害時の女性の困難の根底にあり、平時と非常時は切り離すことができない。災害時の女性の困難をなくすには、平時と非常時を貫く社会構造の変革、特にジェンダー平等社会、男女共同参画の社会の確立が求められる。特に福島第一原発事故の被害や新型コロナ感染の状況を見てもわかるように、今日では災害が長期化し、非常時の平時化が見られる。また、セーフティネットが貧困な今日の社会では、失業や病気、事故などにより、いつ平時が失われてもおかしくない状況がみられる。その意味でも、平時と非常時をつなぐ政策、災害を含めた生活の危機管理、セーフティネットを備えた社会の構築が重要である。

第四は、支援と受援は復興への協働の営みだということである。支援と受援は非対称であるが対等な相互補完的な関係にあり、双方に支援力と受援力をもたらす、エンパワメントの契機となる。支援を受けることを「施し」ではなく「権利」と認識することで、被災者は復興のプロセスに支援者と対等に参加する「もの言う個人」となる。多様な人々に開かれた復興を可能にする鍵として、災害時の支援における権利アプローチは重要である。

第五は、重層的ネットワークの構築である。重層的なネットワークとは、ここでは多様な分野の、市民、地域、自治体、国の多様なレベルの有機的連携を意味する。重層的ネットワークは意思決定の場における女性・当事者の参画なしに構築されない。これは、ジェンダー平等の視点で<自助・共助・公助>を再構築する課題ということもできる。

災害と女性をめぐるのは、女性防災リーダーの育成、女性や多様性を抱えた当事者が参画できる地域コミュニティの構築、ジェンダー統計の整備、女性に不利な世帯主義的な救済・支援制度の改善など、多岐にわたる課題が山積している。(浅野富美枝)

5 書評セッションにおけるコメント

当日は高木から、本書に対するコメントを行った。既に指摘されているように、本書を通じて災害女性学の必要性が明確に示されている。その試みは高く評価されるべきだと思われる。その上で、当日は三点にわたってコメントさせていただいた。

第一に、福島第一原発事故における母子避難という現象は、災害時において女性が強いられる構造的受苦を象徴的に示していることを示した。原発事故においては、母親と子どもを組み合わせて避難することを母子避難と呼んでいる。母子避難に関する調査や研究は、

ジャーナリストのものを含めて多数あるが、しかしなぜ母子避難が生ずるのかという点については十分な説明があるとは言えない。おそらくその背景には、家父長制や性別役割分業意識、地域の就労システムなどを含めた生活構造を体系的に把握することから説明される必要がある。

第二に、災害時において女性が抱える困難の構造的な理解をおこなう必要があることを示した。第一の論点とも関係するが、本書では災害場面において女性が直面する困難を丁寧に解説している。そして災害女性学の現段階の主要な論点についてもその通りである。そのこと自体は重要な作業であるし、今後も必要である。ただしそれだけにとどまらず、災害時に女性が直面する困難を構造的に把握することが今後においては求められるだろう。なぜ災害場面において女性が困難な状況に直面するのか。そしてどのようにそれを解決していけばいいのか。このことを考える上では、われわれが生活している社会のしくみと関連づけて構造的に考えていく必要がある。

その上で参考になるのは、本書の長谷川論文で紹介されている飯島伸子の被害構造論であろう。飯島は身体的被害にとどまらない被害概念を提示し、それぞれの被害の因果連関を示すことの重要性を提示した。おそらく女性が災害場面において受ける困難や苦しみも、それぞれの間の関連と、われわれが生活している社会の仕組みと関連づけて説明する必要がある。

第三に、災害研究を通して女性学自体への理論的貢献を行うべきことを指摘した。災害場面では、普段は隠れている脆弱性が露わになり、社会の課題が噴出する。女性を含めたマイノリティに対する抑圧が、災害時において顕在化する。だからこそ、災害場面において見いだされた女性が抱える困難を分析することから、女性学やフェミニズムの理論に対して理論的貢献ができるのではないかと思われる。

その上で重要なことは、過去の災害研究の蓄積を、災害女性学という視点で読み返していくことだろう。過去の研究を読み返してみると、災害女性学の理論化において参考になることがたくさんあるのではないか。もちろん、災害が多発するなかで今すぐにでも変えていかないといけない課題が山積している。現状の課題解決に取り組みつつ、根本的なところでの社会のしくみを改革していくという、二両面作戦が求められていると思われる。
(高木竜輔)

6 おわりに—課題と展望

書評セッションにおける高木竜輔氏のコメントに応じて、今後の課題を2点記して結びとする。

第一に、コメントで挙げられた震災後の「母子避難の背景にある家父長制や性別役割分業意識、地域の就労システムなどを含めた生活構造の体系的把握」はまさに的を射た指摘である。被災時には、緊急性ある対応に目が向けられるが、その構造的要因、とりわけ生活・社会の仕組みと関連づけた分析は社会学の強みに他ならない。同時にそれは、女性学がもつ生活者の視点、多様な諸問題を貫くジェンダー秩序の分析軸とつながる点である。

とはいえ、当日司会の浅野幸子氏の発言にあったように、阪神・淡路から東日本、熊本と、未曾有の災害を経験してなお、女性／ジェンダー視点に立った国内の災害に関する論文がいまだに多いとはいえない。「広域避難・母子避難や家族間の葛藤、福祉や子育ての視点から被災者の生活再建過程の分析など」、災害社会学的研究に、女性／ジェンダー視点をどう取り入れるかは課題として残されている。

第二に、「災害研究を通じた女性学自体への理論的貢献」とのコメントは、女性学やフェミニズム内だけの閉ざされた議論ではなく、学術的・実践的な越境的対話のアリーナをひらくことへの示唆ともいえる。

近年頻発している多様な災害に対して、女性はもとより、社会のなかで困難を抱える人たちの課題に目を向け、どうしたらよりよい社会をつくっていけるのか。その問いとともに

に、女性視点での取り組みでは新たな課題が次々と生まれている。「災害女性学」は、発展途上にある。多くの方が「災害女性学」の担い手になっていただけることを願っている。

最後に、本震災問題研究交流会では第4回（2018年）以降「災害と女性」をテーマに報告を行い、とりわけ第6回（2020年）の浅野・天童の共同報告では多くの示唆をいただいた。本書『災害女性学をつくる』にはその示唆を活かした内容も含まれている。今回は書評セッションを設定していただき、手厚いコメント、活発な質疑とあわせて、災害女性学が真の学際的学として発展するための貴重な示唆をいただき、今後の方向性を確認することができた。本書を取り上げてくださり、心から感謝したい。

自 著 紹 介

《自著紹介》

『「反原発」のメディア・言説史 3.11以後の変容』

—— 10年の節目からの総括と今後の課題 ——

日高勝之¹

キーワード：福島原発事故・反原発・メディア・知識人・気候変動

本稿は、2021年2月に刊行された自著書籍『「反原発」のメディア・言説史 3.11以後の変容』（岩波書店）の紹介である。

3.11以前の日本は、五四基の原発が稼働し、電気エネルギーの30%以上を原発に依存する世界有数の原発国家であった。第二次世界大戦中、アメリカによって広島と長崎に原爆を投下された日本は、戦後、「核の軍事利用」を禁じた。その一方で、アメリカの核政策によって原子力エネルギーを「夢の原子力」として受け入れ、「軍事利用」と「平和利用」の二分法を前提にしたため、「平和利用」としての原子炉建設には障害が少なかったことが、数多くの原発が各地に建設されていった背景にある。

実際、福島の事故以前は、原発推進もしくは原発容認が世論の多数を占めてきた。内閣府による原子力発電に対する世論調査によると、1970年代後半から福島原発事故が起きる直前までの30年以上、国民の七割前後が原発を支持するとともに、国民の約半分が原発の増加すら望んでいた。

だが、福島原発事故で世論は急変する。各種世論調査では、原発に懐疑的な世論が過半数を占めるようになった。福島の事故後に停止中の原発の再稼働についても賛成より反対の世論が多い状況が続いている。事故後に再稼働した原発は10基のみだが、政策的には脱原発は実現しておらず、選挙でも原発・エネルギー議題は争点から外れている。

本書は、そうした状況を踏まえ、福島原発事故から10年間の、新聞やテレビなどの主流メディア、ネットなどの独立系ジャーナリズム、フリージャーナリスト、科学者、人文社会科学系知識人、ドキュメンタリー映画、劇映画などの「反原発」の言説や表象を、3.11以前との比較をしつつ、包括的に検証したものである。「原発安全神話」「原発推進」の歴史的検証の先行研究は数多くあるが、「反原発」に関する多領域の動向を包括的に整理した書籍は皆無と言って良い。本書はその空白を埋める試みである。

¹ 立命館大学産業社会学部 (k-hidaka@wa2.so-net.ne.jp)

本書は、「原発推進」「原発容認」と「反原発」「脱原発」を単純に二項対立的に捉えることや、「反原発」「脱原発」を自明の単一的な政策的用語として見なすことは適切ではないとの立場に立つ。そうではなく、「反原発」「脱原発」はある時代状況において、それを標榜する語り手と受け手の間の何らかの共通理解が想定されたレトリカルな言葉であると考え、「反原発」「脱原発」の政策的是非云々の議論の前に、3・11後の原発に関する言説とはいかなるものかを問うマクロな視点が重要であると考え。そうした問題意識を踏まえて、本書は以下の5つの問いを設定して、各章で検証している。

第一の問いは、「反原発」の言説を発信してきた新聞やテレビなどのメディア、フリージャーナリスト、ネットなどの独立系ジャーナリズム、科学者、人文社会科学系知識人、ドキュメンタリー映画、劇映画らの3・11後の原発の議論や表象はいかなるもので、何を達成し、残してきたか。

第二の問いは、3・11後の「反原発」の言論や表象は、日本の民主主義の議論の成熟、深まりにいかなる痕跡を残してきたか。その際、特に民主主義の包摂性、ナンシー・フレイザーの「メタ政治的正義」の概念を補助線にして考察している。

第三の問いは、「反原発」の言説や表象が原発を論じる際に、核兵器、核開発などの核の問題をどのように関係づけるのか、あるいは関係づけないのか。

そもそも、「原子力の平和利用」はアメリカのアイゼンハワー大統領が1953年12月の国連演説で打ち出した政策であり、表向きは原発と核兵器に利用されるウランを国際管理し、そのウランを各国に提供することで（軍事のためでなく）「平和のための原子力」（Atoms for Peace）を世界に広めるというアメリカの政策キャンペーンであった。

被ばく国である日本では、「原子力の平和利用」は「原子力の軍事利用」＝核兵器、核開発へのアンチテーゼとして広く受け入れられたため、この二つには表裏一体ともいえる関係性が潜んでいることが積極的に意識される機会は乏しかった。そのため、3・11を経て反原発の言説や表象が、原発の問題を核保有、核開発の問題とどのように関係づけるのか、あるいは関係づけないのかの検証は少なからぬ重要性がある。実際、日本ではこれまで、反核（運動）と反原発（運動）は区別され、互いに分離しがちであったが、この点について3・11後に何らかの変化はみられたのだろうか。本書はメディア、科学者、人文社会科学系知識人の言説や表象から検討している。

第四の問いは、「反原発」を主張する際、いかなる代替エネルギーで原発を補完することを述べるか。特に、地球温暖化に代表される気候変動の問題をどのように関係づけるのか、あるいは関係づけないのか。日本は他の多くの国々と同様2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を掲げているが、見通しは不透明である。「反原発」のメディア、知的言説は、気候変

動問題をどう言及しているのか、本書は詳細に検証している。

第五の問いは、3・11後の「反原発」に関するメディアや知識人の言説は、日本の近現代のカタストロフィ後の思潮の中でどのように位置づけられるか。原発関連の議論は、3・11以前はしばしばタブー視されていたが、事故をきっかけに議論は活性化し、平時の共同体が覆っていた表層にメスを入れ、それまで不可視化されてきたものを可視化させる重要な言説空間を形成している可能性がある。そうした問題意識から本書は、関東大震災後の「天譴論」、第二次世界大戦開戦後の「近代の超克」などとの比較を試みている。

終章では、各章を俯瞰しつつ、二一世紀の日本が、巨大災害に直面した時、メディア、ジャーナリズム、科学者、知識人らの言葉がいかなるレジリエンスを示したかを問い、カタストロフィとレジリエンスが交錯することで、一国の支配的な政治社会的言説がどのように変容し、それがいかなる相貌で立ち現れるのか、「反原発」の言説と表象のありようから総括する。同時に、3・11後に「脱原発」を政策的に実現したドイツとの比較を行い、今後の日本の課題を提示している。最後に、3・11とコロナ禍における政治とメディアに共通する問題点についても議論し、ポスト・コロナ時代のあり方を検討している。

第7回 震災問題研究交流会プログラム

主催：震災問題研究ネットワーク
日本社会学会 震災問題情報連絡会

震災問題研究交流会を、今年度、下記のとおり開催いたします。この交流会は、日本社会学会の研究活動委員会を中心に設けられた震災情報連絡会から発展したものです。現在は、日本社会学会理事会に防災学術連携体担当を置いておりますので、そこと震災問題研究ネットワークとの連携というかたちで開催いたします。今年度も、幅広い分野からの参加を歓迎いたします。

近年は、東日本大震災に限らず、昨今の甚大な風水害などの災害の発生を念頭におきながら、災害と社会との関わりや影響を含めて幅広い研究交流が出来ればという思いから、災害事象全般に関する報告を受け付けて、研究交流会を開催しております。今年度の交流会では、ランチョン・セッションとして「災害女性学をつくる」をおき、「被災地支援／災害ケースマネジメント」「原発災害・津波災害の長期的影響」「過去～未来の対話——復興の枠組みと理解をめぐって」と題する計4セッションを設けました。発表者のみならず、参加して一緒に討論していただける方、社会学者と一緒に議論してみたい他分野の研究者、行政担当者、マスコミ関係者、災害研究に関心をお持ちの方にも参加していただきたいと思っています。

※昨年までの研究交流会プログラムなどの情報、及び昨年度までの交流会報告書については、次のリンク先からご覧いただけます。 <https://greatearthquakeresearchnet.jimdo.com/>

日本社会学会 防災学術連携体担当

震災問題研究ネットワーク代表 浦野正樹(早稲田大学)

記

開催日時：2021年3月19日(金) 9:30～18:00

3月20日(土) 10:00～15:00

形式：Zoomによる遠隔リアルタイム研究会

[3月19日のプログラム]

- 9:10～ Zoomのミーティングルーム開室
- 9:30～11:30 セッションA【被災地支援／災害ケースマネジメント】
- 12:00～13:00 Lunch-on セッション(書評セッション) 【災害女性学をつくる】
- 13:30～15:30 セッションB【原発災害・津波災害の長期的影響】
- 16:00～18:00 セッションC【過去～未来の対話——復興の枠組みと理解をめぐって】
- 18:00～ 懇談会(今後の震災研究に向けて)

[3月20日のプログラム]

研究交流会の2日目は、2019年度から開始された科研Aプロジェクトに関する研究懇談会を兼ねており、主として科研プロジェクトの研究現況に関する報告が中心になります。主なテーマは以下の通りです。

- * 科研費調査ワークショップ 【地域的最適解という観点から見た各々のフィールドの評価、復興指標の検討】
- * 科研費調査ディスカッション 【PJ全体での調査設計、年度末レポート等今後の方針について】

なお、2019年度分の科研Aプロジェクト報告書は、下記のリンク先にて公開されています。ぜひお読みいただいた上でご参加いただけましたら幸いです。

第1日目 (3月19日)

午前の部会 9:30~11:30

セッションA 【被災地支援／災害ケースマネジメント】 司会:小林秀行(明治大学)

A-1 報告 ○小山弘美(関東学院大学)・須田木綿子(東洋大学)

「被災地復興とNPO エコロジー(1)」

A-2 報告 ○須田木綿子(東洋大学)・小山弘美(関東学院大学)

「被災地復興とNPO エコロジー(2)」

A-3 報告 市川享子(東海大学)

「被災地域における保健師のコミュニティ支援に関する研究——リフレクションと施策化の展開」

A-4 報告 土屋葉子(早稲田大学人間総合研究センター)

「東日本大震災から4年後のPTSDの分析——岩手/宮城津波被災地分析調査」

A-5 報告 ○山本千恵((一財)ダイバーシティ研究所)・田村太郎((一財)ダイバーシティ研究所)・菅磨志保(関西大学)

「災害ケースマネジメント」に向けた被災者実態調査の可能性と課題——令和2年7月豪雨における人吉市・八代市の調査事例より」

A-6 報告 ○菅磨志保(関西大学)・白鳥孝太((公財)とっとり県民活動活性化センター・震災復興活動支援センター)・内田加世子((公財)とっとり県民活動活性化センター・震災復興活動支援センター)・坪井塑太郎(人と防災未来センター)・北岡風紗(関西大学)・山内恵莉(関西大学)

「災害ケースマネジメント」に基づく被災者支援の可能性と課題——2016年鳥取県中部地震における4年間の実践事例の分析より」

書評セッション 12:00~13:00

Lunch-on セッション 【災害女性学をつくる】 司会:浅野幸子(減災と男女共同参画 研修推進センター/早稲田大学)

*浅野富美枝・天童睦子編著『災害女性学をつくる』(生活思想社、2021年1月30日刊行)を対象にした書評セッションを開催いたします。

書評対象の紹介 報告者:浅野富美枝(宮城学院女子大学)・天童睦子(宮城学院女子大学)

『災害女性学をつくる』——本書の背景と意義」

コメントとディスカッション コメンテーター:高木竜輔(尚絅学院大学)

コメント後、「災害女性学がなぜ今必要か」「災害女性学の目指すところ」などをテーマに討議を行う。

午後の部会 13:30~15:30

セッションB 【原発災害・津波災害の長期的影響】 松菌祐子(淑徳大学)

B-1 報告 日高勝之(立命館大学)

「メディア・言説空間における「反原発」の3.11以後の変容——10年の節目の整理」

B-2 報告 水田恵三(尚絅学院大学)

「原発災害後8年目の現状」

B-3 報告 坂本唯(立命館大学大学院)

「災害の記憶と向き合うものづくり——原発避難者の生活史より」

B-4 報告 ○清水睦美(日本女子大学)・妹尾涉(国立教育政策研究所)・日下田岳史(大正大学)

「被災地の中学生の進学希望・進学期待への被災経験の影響——岩手県陸前高田市・大船渡市の生徒・保護者調査の結果から(その1)」

B-5 報告 ○堀健志(上越教育大学)・松田洋介(大東文化大学)

「東日本大震災の経験と中学生の学校生活・学校観——岩手県陸前高田市・大船渡市の生徒・保護者調査の結

果から(その2)」

B-6 報告 齊藤康則(東北学院大学)

「被災入居者を(迎え入れる)地域の論理——仙台市田子西地区の災害公営住宅を事例として」

夕方部会 16:00～18:00

セッションC 【過去～未来の対話——復興の枠組みと理解をめぐって——】 大矢根淳(専修大学)

C-1 報告 ○山住勝利(NPO 法人ふたば)・山住勝広(関西大学)

「阪神・淡路大震災の語り継ぎに関する課題と対応」

C-2 報告 伍国春(中国地震局地球物理研究所)

「コミュニティから評価される震災復興——四川徳陽の調査を例に」

C-3 報告 小林秀行(明治大学)

「災害大国という虚構」

C-4 報告 杉山高志(京都大学防災研究所)

「疑似被災地の光と陰——南海トラフ地震に関するアクションリサーチ」

C-5 報告 嶋田一郎(東北大学名誉教授)

「復興とは何か——被災者の「復興権」を提唱する」

C-6 報告 田中重好(尚絅学院大学)

「復興は、複数の社会的主体の集成的な選択過程である」

18:00～

【懇談会】

最後のセッション終了後、今後の震災研究に向けて自由な懇談の会を行い、自由な意見交換の機会にしたいと思います。参加いただける方は、Zoom のミーティングルームにお残りください。

[報告者・参加者への注意事項]

● Web 会議ツール「Zoom」を活用したオンライン報告について

報告者の皆様には、Web 会議ツール「Zoom」を活用して、オンライン報告(ご勤務先・ご自宅等、会場ではない場所から報告)をしていただくことといたします。オンライン報告をされる方におかれましては、各自で通信環境を確保していただくこと、マシントラブルの可能性を考慮し、前々日まで(3/17)に事務局へ報告資料の電子データ(pdf ファイル、報告者名を必ずファイル名の冒頭に記載願います)をメールにて提出していただくことをご了承いただければと思います。報告資料は、事務局が管理するオンラインストレージにて参加者向けに限定公開いたします。オンラインストレージへの共有リンクを研究交流会当日までに、参加申込者宛てにメールにてお知らせする予定です。

● 報告者への連絡事項

報告時間は原則として1 報告上限 15 分とします。質疑応答については、原則 5 分としつつ司会者の判断で適宜設ける予定です。

最終質疑の時間は設けていませんが、休憩時間を各セッション後に 30 分とっていますので、その時間で適宜行っていただいても結構です。

● 抜刷交換コーナーについて

事務局が管理するオンラインストレージ内に抜刷交換コーナーを用意いたします。研究交流会に参加される方で交換したい資料がある方は、前々日まで(3/17)に事務局へ資料の電子データ(pdf ファイル、資料タイトルを必ずファイル名に記載願います)をメールにてご提出ください。

【問い合わせ先】

本研究交流会についての問い合わせは、「震災問題研究会事務局」までメールでお願いいたします。
(office150315dcworkshop@gmail.com)

第7回震災問題研究交流会研究報告書

発行日 2021年12月31日

編集 震災問題研究ネットワーク

連絡先 震災問題研究ネットワーク事務局
〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島2丁目579-15
(早稲田大学・浅川達人研究室内)
office150315dcworkshop@gmail.com